

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 公

1 日 時

平成26年10月3日（金） 午前10時02分から
午後 3時34分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦公、尾島保彦、阿部英仁、志村学、古手川正治、竹内小代美、油布勝秀、
衛藤明和、田中利明、守永信幸、原田孝司、酒井喜親、平岩純子、江藤清志、
久原和弘、元吉俊博、荒金信生、戸高賢史、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

井上伸史、小野弘利

5 出席した委員外議員の氏名

桜木博、堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 西山英将、福祉保健部長 平原健史、警察本部長 奥野省吾
ほか関係職員

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第104号議案平成25年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第106号議案平成25年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第107号議案平成25年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について及び第108号議案平成25年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
議事課委員会班	課長補佐	武石誠一郎
議事課議事調整班	主幹	塚田健
議事課議事調整班	副主幹	姫野剛

決算特別委員会次第

日時：平成26年10月3日（金）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

（1）商工労働部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

（2）福祉保健部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

（3）警察本部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

尾島副委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日の審査は、商工労働部、福祉保健部及び警察本部関係であります。

これより、商工労働部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、取り決めの範囲内の時間となるよう要点を簡潔、明瞭に大きな声でお願いいたします。

商工労働部長及び関係課室長の説明を求めます。

西山商工労働部長 平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況についてご報告いたします。お手元の平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の5ページをお開きください。

(2) 収入未済額の解消について、中小企業設備導入資金の措置状況をご報告いたします。

右側の措置結果の欄をごらんください。

収入未済につきましても、財源の確保や公平な負担を徹底するため、主債務者の経営状況や連帯保証人等の所得、資産の実態把握を行い、新たな延滞の発生防止や未収債権の回収に努めているところです。

平成25年度においては、中ほどに記載しておりますとおり、約871万円を回収し、元金約902万円を含む約2,205万円を債権放棄の議決に基づき不納欠損処分しました。

一方で、長期にわたって経営改善支援を行ってきた共同店舗が、営業不振により閉店したことに伴う延滞が7,116万円、償還期日到来に伴う延滞が686万円、新たに発生したほか、こうした延滞に伴う違約金が約566万円生じたことから、25年度末の収入未済額は24年度末と比較し、約5,293万円の増加となっています。

今年度も、債権回収会社への回収・調査業務委託の検討を初め、債務者等に対する積極的な交渉等により早期回収の徹底・強化を図り、収入未済額の減少に努めてまいります。

続きまして、12ページをお開きください。

④中小企業金融対策についてご報告いたします。

右側の措置結果の欄をごらんください。平成25年度県制度資金の保証債務残高は、対前年度比で、件数96.9%、金額92.5%となっています。20年10月の緊急保証制度の開始により保証債務残高が一気に上昇し、その後22年3月をピークに減少、現在は緊急保証制度開始前の状態に戻りつつあります。

なお、25年度の県内企業の倒産件数は60件、負債総額は約142億4千万円であり、前年度に比べ、件数で2件、負債総額で22億4千万円の減少となっています。

このような中、金融面の支援としては、今年度、県制度資金小口零細企業資金の融資利率と保証料率を一部引き下げ、小規模企業の金利負担を緩和する措置を講じました。

あわせて、経営面の支援としては、中小企業支援ネットワークを構築し、商工団体、金

融機関、再生支援協議会等と連携して、経営改善計画の策定を支援しています。

今後も中小企業の元気につながるよう金融面はもとより、経営面の支援及び対策に努めてまいります。

続きまして、平成25年度の商工労働部関係の決算につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の平成25年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の135ページをお開きください。

商工労働部の平成25年度歳出決算総括表でございます。

一般会計の歳出決算額は、1番上の表の左から4列目の支出済額欄の1番下に記載されています。

総額で452億6,583万9,713円でございます。

また中小企業設備導入資金特別会計の歳出決算額は、真ん中の表の支出済額欄の1番下にありますように、3億5,864万円でございます。

さらに、流通業務団地造成事業特別会計の歳出決算額は、1番下の表の支出済額の欄の1番下にありますように、8,581万1,350円でございます。

主な事業につきましては、別冊の平成25年度における主要な施策の成果にてご説明いたします。

商工労働部関係は113ページから150ページまでです。

113ページをごらんください。

本報告では、それぞれの事業名の下に目的を、その下に実施状況と成果を、1番下に今後の取り組み等を記載しております。これらの項目を中心に報告いたします。

まず、113ページの中小企業経営革新支援事業でございます。

この事業は、中小企業者が経営環境の変化に即応できるよう、経営革新を推進することを目的としております。

25年度は、中小企業が作成した経営革新計画を59件承認するとともに、承認企業に対するフォローアップ調査や、27社が行った販路開拓事業に助成し、中小企業の経営革新を推進いたしました。

今後とも、経営革新による中小企業の成長を支援するとともに、補助事業の効率的実施に努めてまいります。

続いて、114ページをお開きください。

中核食品加工企業育成事業でございます。

この事業は、食品加工企業の取引拡大と原料供給体制の確立を目的としています。

25年度は4社の設備投資に対して助成するとともに、新增設に伴う雇用への支援により41名の新規雇用を創出いたしました。

今後は衛生管理、品質管理指導事業の周知を図り、QCD対応力の強化にも努めてまいります。

続いて、117ページをお開きください。

半導体関連産業雇用創造事業でございます。

この事業は企業の活力を創造し、雇用の底上げを図ることを目的としています。

25年度は大分県半導体関連産業雇用創造協議会を設置し、新分野進出のため、技術者を外部に研修派遣する企業や、離職者を採用してOJTを行う企業等に対し支援しました。

この結果、目標数50名に対し、83名の雇用を創出しました。

今後とも、雇用の受け皿である企業への支援と求職者への支援の両面から雇用創出を図ってまいります。

続いて、119ページをお開きください。

中小企業IT経営推進事業でございます。

この事業は、ITを活用した中小企業の競争力強化を目的としています。

25年度は、新たな取り組みとしてユーザー企業とIT企業のマッチングを推進するため、中小企業おおいたITフェアを開催し、約300人の来場がありました。一方でITシステム開発導入件数は目標に対して「著しく不十分」でした。これは、パッケージソフトの充実等により、新たなシステム開発ニーズが減少したことによるものです。このため、システム開発導入経費への補助制度は、25年度で廃止しました。

今後は、ITを活用した情報発信力や情報セキュリティの強化などを目的とした研修等により、中小企業のIT利活用を促進してまいります。

続いて、120ページをお開きください。

企業立地促進事業でございます。

この事業は、立地企業が行う用地取得や設備投資の額及び新規雇用人数に応じて助成するものです。

25年度は、立地企業11社に助成しました。

事業の実施により、企業の進出意欲を喚起し、企業立地の促進と新たな雇用を創出しています。

続いて、122ページをお開きください。

おおいた創業促進事業でございます。

この事業は、創業希望者や大学生の創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

25年度は、創業希望者向けのセミナーや学生起業家コンテストなどを実施し、創業の促進を図りました。これらの取り組みにより、目標を上回る424件の創業がありました。

今後は、創業の裾野の拡大と創業者への支援の拡充を図ってまいります。

続いて、125ページをお開きください。

医療関連産業参入促進事業でございます。

この事業は、医療機器産業の一層の集積と地元企業の参入促進を目的としています。

25年度は、病院や施設等の医療現場のニーズや参入事例などを紹介するセミナーを開催するとともに、地場企業3社の研究開発に対する助成等を行いました。

成果指標の医療機器生産額は目標に対して「著しく不十分」となっています。これは、大手医療機器メーカーの生産が、タイの洪水によるシェアの低下から回復していないことなどによるものです。

今後は、県外大手医療機器メーカーからの部品受注や医療、介護用ロボット分野への参入等、地場企業への支援に一層力を入れてまいります。

続いて、127ページをお開きください。

新エネルギー導入総合支援事業でございます。

この事業は、地域における新エネルギーの導入促進を目的としています。

25年度は中小企業のモデル事業2件に対し助成したほか、国の補助事業を活用して地熱エネルギーの有効利用調査等を行いました。

今後も、地域の活力創造につながる新エネルギーの導入を促進してまいります。

続いて、130ページをお開きください。

IT人材育成支援事業でございます。

この事業は、IT企業の人材育成を目的としています。

25年度は、IT技術者を対象におおいたIT人材塾を開催し、技術者の交流による企業間の連携などを図りましたが、成果指標としている卒塾者数は、塾生の県外異動などが原因で「達成不十分」となりました。

今後は、より魅力ある講座を開催し、卒塾者の増加を図ってまいります。

続いて131ページをごらんください。

街なかにぎわいプラン推進事業でございます。

この事業は、商店街の来街者を増加させることを目的としています。

25年度は、商店街ににぎわいを創出するプランを外部の団体や学生などから公募し、優秀な6つのプランに経費の一部を助成しました。

今後は、商店街振興施策全般について、これまでの成果等を踏まえ見直しを検討してまいります。

続いて、133ページをお開きください。

おおいたヘルスケア産業創出支援事業でございます。

この事業は、持続的かつ競争力のある健康ビジネスの創出を目的としています。

25年度は、地域型サービスの創出及び健康食の普及をテーマに研究いたしました。

ヘルスケアサービスは観光など各種サービスと連携することにより継続したビジネスにつながる可能性があることから、今後は健康意識の啓発普及とともに、温泉などの地域資源を生かし、大分らしい持続的な健康ビジネスの創出を図ってまいります。

続いて、136ページをお開きください。

東九州海上物流拠点推進事業でございます。

この事業は、大在コンテナターミナルの利用増加を目的としています。

25年度は、既設航路の維持と新規航路の誘致活動を実施したほか、荷主企業を訪問し、大在コンテナターミナルの利用促進の要請を行いました。

その結果、前年に比べ、コンテナ貨物取扱量は20フィートコンテナ換算で1,486本増加しました。特に、輸入は過去最高となり、輸出は過去2番目の実績でしたが、目標に対しては「達成不十分」でした。

今後は、新規荷主の発掘や航路の維持拡充に向け、より効率的・効果的なポートセールスに努めるとともに、東九州自動車道開通の影響や他港との連携を考慮したポートセールス活動を検討してまいります。

続いて、137ページをごらんください。

小規模事業支援事業でございます。

この事業は、小規模事業者の経営の安定を目的としています。

25年度は、経営革新や情報化など、経営指導員等による相談指導を延べ4万7,657回実施しました。

今後とも、小規模事業者に対する経営改善普及事業の充実を図るとともに、経営指導員等の指導力や資質向上の取り組みを支援してまいります。

続いて、140ページをお開きください。

中小企業等事業拡大・雇用創出事業でございます。

この事業は、起業後10年以内の企業、NPO法人等を対象に、事業拡大や雇用創出を目的とした取り組みを支援するものです。

25年度は、県及び市町村合わせて92社の中小企業等の事業拡大を支援し、317人の雇用を創出することができました。

続いて、141ページをごらんください。

ワーク・ライフ・バランス実践支援事業でございます。

この事業は、仕事と生活の両立環境を整備し、働き方を見直すワーク・ライフ・バランスの推進を目的としています。

男性の子育て支援に取り組むモデル企業を指定し、次世代育成支援対策推進法の認定取得を目指してもらおうこととしていますが、25年度は指定を5社から10社に拡大しました。また、優秀な人材の確保等、経営戦略としてワーク・ライフ・バランスを実践してもらうため、啓発セミナーを開催し意識改革を図りました。

今後は、モデル企業指定のさらなる拡大や、アドバイザー派遣による支援の強化により、ワーク・ライフ・バランスの取り組み拡大を推進してまいります。

続いて、142ページをお開きください。

産業人材確保等支援事業でございます。

この事業は、中小企業の人材確保と定着を目的としています。

25年度は、おおいた産業人材センターにおいて、UJIターン希望者等への職業紹介や企業向けのセミナー等を実施しました。また、新規学卒者の就職支援のため合同企業説明会を開催しました。

その結果、センター登録企業147社のうち49社が人材を確保し、合同企業説明会には2,600人が参加しました。

続いて、144ページをごらんください。

女性の再就職チャレンジ支援事業でございます。

この事業は、出産等により離職した女性の再就職を目的としています。

25年度は、職業訓練期間中の保育料の一部助成や託児サービス付き訓練等を実施し、訓練を終えた92人のうち、84.8%の78人が就職することができました。

今後は、公共職業安定所などとも連携し、より効果的な訓練コースを設定してまいります。

以上をもちまして、平成25年度における主要な施策の成果に係る商工労働部関係部分の説明を終わります。

なお、その他決算内容につきましては、担当課室長から説明しますので、よろしく願います。

神商工労働企画課長 商工労働企画課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。お手元の資料のうち、決算附属調書、それから一般会計及び特別会計決算事業別説明書、この2冊をお手元にご用意ください。

まず、決算附属調書の18ページをお開きください。

不用額調書ですが、科目欄の下から2行目、中小企業総務費311万5,923円は、職員人件費や事務運営費などの所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

次に、個別事業についてご説明します。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の137ページをお開きください。

下の表、第7款商工費第1項中小企業費第2目中小企業振興費です。

表の1番右、事業説明欄、下から2番目の元気創出プレミアム商品券支援事業費でございますが、その左側の事業別決算額欄のとおり、決算額は9,439万6,232円でございます。

これは、県内景気の回復に向け消費喚起を図るとともに中小企業の活用による地域内の経済循環を創出するため、商工会等が実施するプレミアム付商品券等の発行に対して助成をしたものでございます。

以上でございます。

工藤経営金融支援室長 経営金融支援室の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、中小企業設備導入資金特別会計における歳出関係をご説明します。

決算附属調書の51ページをお開きください。

不用額調書ですが、表の1番左、科目欄の上から5行目、中小企業設備導入資金特別会計のうち、小規模企業設備資金3億2,713万7千円は、貸付実績がなかったことによるものです。

また、その下の予備費2,624万8千円は、充当がございませんでしたので全額を次年度へ繰り越したものです。

次に、53ページをお開きください。

収入未済額調書でございます。科目欄の上から6行目、中小企業設備導入資金特別会計のうち、諸収入10億4,656万6,268円は、高度化資金と小規模企業設備資金の貸付先の倒産や経営不振などにより延滞となっているものでございます。

次に、個別事業についてご説明します。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書138ページをお開きください。

下の表、第7款商工費第2項工鉦業費第1目工鉦業振興費でございます。大分発ニュービジネス発掘・育成事業費は1,958万6千円の決算額となっております。これは、ベンチャー企業の発掘、育成のため、ビジネスプランコンテストを行い、特に優秀なプランを表彰するとともに、その事業化に要する経費に対して助成したものであります。

25年度は、県内外から36件の応募があり、審査の結果3件のビジネスプランを表彰いたしました。

次に140ページをお開きください。

中小企業設備導入資金特別会計についてご説明します。

上の表、第1款中小企業設備導入資金第1項第1目高度化資金でございます。事業説明欄の上から2番目償還金として決算額1億9,221万2千円を、その下の繰出金として決算額1億3,492万6千円を掲載しております。

これは、貸付対象者からの返済金を、高度化資金債の償還及び一般会計への繰り出しに充当したものです。

以上でございます。

小野工業振興課長 工業振興課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、歳入関係についてご説明いたします。

決算附属調書の11ページをお開きください。

科目欄、上から2番目のその他受託事業収入のうち、減収になったもの、1番下の休廃止鉱山対策事業分9,615万9,622円は、旧馬上鉱山鉱害対策事業に係るものです。本事業主体は杵築市で、工事は県土木が受託実施していますが、主たる減収理由は、年度途中に受け入れた国の補正分につきまして、年度内に工事が完了せず、翌年度へ繰り越しとなったため、その分の杵築市からの受託収入が減少したものでございます。

次に、歳出関係を説明します。19ページをお開きください。

不用額調書ですが、科目欄、工鉱業費のうち、その1列下の工鉱業振興費3,214万9,652円は、先ほどご説明しました旧馬上鉱山鉱害対策事業などの事業費が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものです。

また、2つ下の産業科学技術センター費368万5,183円は、産業科学技術センター運営費などの所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

次に、個別事業についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の143ページをお開きください。

第7款商工費第2項工鉱業費第1目工鉱業振興費ですが、次の144ページの下から2番目、科学技術振興事業費決算額499万5,170円は、子供たちへの科学技術啓発活動を推進するとともに、科学技術活動団体との連携及び実施基盤の強化を図ったものでございます。

25年度は、ものづくりへの夢や希望を養い、将来の県の産業を支える創造性豊かな人材を育むため、県内8地域の少年少女発明クラブの会員である科学技術に高い関心を持った子供たちを対象に、著名な講師による、科学実験を体感する交流大会を開催いたしました。

以上でございます。

森山産業集積推進室長 産業集積推進室の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の146ページをお開きください。

工鉱業振興費でございます。事業説明欄の上から5行目、自動車関連産業新規参入促進事業費ですが、決算額は1,944万3千円です。

この事業は、ダイハツ九州株式会社から現役技術者を招き、大分県産業創造機構に設置している新規参入支援プロジェクトチームが、県内企業による自動車関連産業への新規参入や取引拡大を個別集中的に支援するものです。

25年度は、延べ約360回にわたり部品メーカーや県内企業を訪問し、1次メーカー等と約170件のビジネスマッチングを実施した結果、27件が成約に至り、取引金額は約4億3千万円に達しております。

引き続き取引につながるマッチングや改善指導を行い、県内自動車産業を牽引する企業の育成に努めてまいります。

以上でございます。

倉原情報政策課長 情報政策課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、決算附属調書の4ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額調書ですが、科目欄の2番目、国庫補助金、総務費国庫補助金の減収となったもののうち、上の段、電気通信格差是正事業費補助金1,120万4千円でございます。

これは、携帯電話の不感地域を解消する電気通信格差是正事業費と地域公共ネットワーク強靱化事業の所要額が、見込みを下回ったことによる国庫補助金の減でございます。

続きまして、15ページをお開きください。不用額調書でございます。科目欄の中ほどの企画費のうち、3つ目の電算管理費でございます。596万7,767円は、電算業務関係経費の所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

続きまして、個別事業についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の148ページをお開き願います。

下の表、第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費でございます。

下の表になりますが、事業説明欄の一番下、豊の国ハイパーネットワーク運営管理事業費決算額2億3,656万5,889円は、高速大容量の光ファイバーケーブル網である豊の国ハイパーネットワークの運用を図るため、保守等の運営管理業務を行ったことに加えまして、被災想定箇所該当していた区間について迂回経路を構築し、ネットワークの強靱化を行ったものでございます。

以上でございます。

武藤商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課関係の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

引き続き一般会計及び特別会計決算事業別説明書の154ページをお開きください。

第7款商工費第1項中小企業費第3目通商貿易振興費ですが、事業説明欄、上から3番目の竹工芸品海外販路開拓事業費決算額380万円は、竹製品の海外への販路開拓及びブランド化を促進し県内の竹産業の再興を図るため、米国市場などに適合する斬新な竹のジュエリーを開発するとともに、大分県竹産業文化振興連合会がアメリカで行った竹工芸企画展などに支援したものでございます。

以上でございます。

広沢企業立地推進課長 企業立地推進課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、一般会計の歳入関係についてご説明いたします。

決算附属調書の6ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額調書ですが、科目欄、1番目の商工費国庫補助金のうち、減収となったもの1番上の石油貯蔵施設立地対策等交付金128万4,115円でございます。

これは、本交付金を充当する事業において市町村への交付額等が見込みを下回ったこと

によるものです。

次に9ページをお開きください。

科目欄、上から2番目の企業立地促進等基金繰入金の324万6,896円の減収は、本基金を充当する企業誘致に係る経費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明します。19ページをお開きください。

不用額調書ですが、上から3列目、工業立地対策費1,304万9,291円は、企業立地促進事業等の所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

次に、個別事業についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の155ページをお開きください。

第7款商工費第2項工鉦業費第2目工業立地対策費ですが、事業説明欄1番下の工業団地開発推進事業費決算額20億2,192万4,660円は、新たな産業拠点の整備を図るため、大分北部中核工業団地及び玖珠工業団地の開発の事業主体であります大分県土地開発公社に対して事業費を貸し付けたほか、玖珠工業団地の防災対策等に係る工事に対して助成を行ったものでございます。

続きまして、157ページをお開き願います。

流通業務団地造成事業特別会計についてご説明いたします。

流通業務団地造成事業費決算額2,428万7,550円は、大分流通業務団地内における環境監視調査などの維持管理業務及び団地3工区分譲に伴う分筆等を行ったものです。

その下の公債費決算額6,152万3,800円は、起債借入金の利払いを行ったものでございます。

以上でございます。

岡田労政福祉課長 労政福祉課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、歳入関係についてご説明します。

決算附属調書の10ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額調書ですが、科目欄、下から1番目の貸付金元利収入のうち、減収となったもの、1番上の労働福祉資金貸付金分144万9,280円は、年度内償還としている貸付金の貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。

次に、歳出関係についてご説明します。

17ページをお開きください。

不用額調書ですが、科目欄、中ほどの労働費のうち、その2列下の労働福祉費177万786円は、労働福祉金融対策事業貸付金などの所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

続きまして、個別事業についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の158ページをお開きください。

上の表、第5款労働費第1項労政費第1目労政総務費です。事業説明欄、上から2番目の労使関係安定対策費決算額837万141円は、各種調査の実施や労使意見交換会などにより雇用・労働情勢の的確な把握及び労使の相互理解を図るとともに、労働相談体制の充実・強化を図ったものでございます。

以上でございます。

藤原雇用・人材育成課長 雇用・人材育成課の平成25年度決算について、主なものをご説明いたします。

まず、歳入関係についてご説明します。

決算附属調書の5ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額調書でございますが、科目欄1番上の労働費国庫補助金1億284万6,811円の減収は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金等の国の交付決定額が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、9ページをお開きください。

科目欄、下から2番目の緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金1億6,187万9,647円の減収は、基金を充当する事業費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、歳出関係についてご説明します。17ページをお開きください。

不用額調書ですが、科目欄、中ほどの労働費のうち、その5列下にあります職業訓練校費3,641万9,949円は、離職者等能力開発促進事業の職業訓練委託料などの所要額が見込みを下回ったことによるものです。

さらにその3列下、雇用対策総務費2億3,965万7,623円は、緊急雇用基金事業の事業委託料や市町村補助金などの所要額が見込みを下回ったことによるものです。

続きまして、個別事業についてご説明します。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書の163ページをお開きください。

第5款労働費第3項雇用対策費第1目雇用対策総務費ですが、上から5番目ジョブカフェおおいの推進事業費決算額2,064万9,436円は、若年者を取り巻く雇用の mismatch や早期離職等の課題に対応するため、ジョブカフェおおいにおいて就職相談やセミナーを行うとともに、会社説明会を開催したものです。

25年度は、1万4,025名が各種就職支援サービスを利用し、新たに952名の就職に結びつけることができました。

決算関係の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

尾島副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、大きな声で、ゆっくりと簡潔、明瞭に願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

原田委員 よろしくお願いたします。まず、私は主要な施策の成果の127ページに掲載されています新エネルギー導入総合支援事業及び129ページに掲載されていますエネルギー関連新成長産業育成事業について質問させていただきます。

先ほど、部長のほうからこの施策について目標が達成し、今後も導入を促進していきたいというふうな報告がありました。大分の新エネルギービジョンに基づいてこの事業を展開されているわけですが、これらの事業に、具体的に事業化されているものというのは、電力の固定価格買い取り制度を前提にして事業が設計されたものがほとんどじゃないかなというふうに考えます。

先日、九州電力による再生可能エネルギーの申請の中断という報道がなされました。こ

これは、この事業のこれからの展開に大きな影響があるのではないかと思います。そして、また具体的な事業の見直しも必要になるのではないかと思います。その状況とこれからの対応についてお聞きしたいと思います。

小野工業振興課長 委員のおっしゃるとおり、再生可能エネルギーの導入促進、そしてエネルギー産業の創出を行うために実施している事業2本でございます。

今回の九州電力の回答保留につきましては、出力の不安定な太陽光発電等の発電量が、季節や時間帯によっては九州全体の電力需要量を超えるおそれがあると。そのため、安定供給の支障のない受け入れ可能量を見きわめるために、当分の間、回答を保留するという措置と承知しております。安定供給は、やはり県民生活や経済活動に不可欠でございますが、やはり今回の措置につきましては、多くの事業者が再生可能エネルギーによる発電事業というものを計画中でありまして、与える影響は非常に大きいという形で、県としても非常に心配しているところでございます。

また、県の事業につきましても、今年度、新エネルギー導入総合支援事業によりまして、地域モデル枠で温泉熱、そして小水力発電の事業を採択しておりますし、また、県の別府の花きグループで、湯けむり発電の設置というのを進めているところでございまして、これにも影響があると考えております。ただし、今回、九電の回答保留に当たって、出力調整に応じる場合は個別協議ができるという形になっておりますので、この制度に乗れる場合は、保留期間中でも事業は進められるのではないかと考えております。このため、九州電力に対しまして、昨日、2日でございますが、3点要請を行いました。

1つが、再生可能エネルギーの受け入れ可能量を正確に、かつ迅速に提示していただくこと。

2が、その際には、国とも協議の上、可能な限り多く受け入れができるような対策を検討すること。

そして3点目が、先ほど申しました、この保留期間中の個別協議に応じる要件である発電出力の調整等につきまして、速やかに具体的な条件を提示し、個別協議を開始することという3点を要請したところでございます。

国におきましては、既に専門家による検討の場を設けるとの方針が示されておりますので、適切な制度設計をお願いしたいと考えておりまして、引き続き九州電力の検討結果や国の方針を注視し、その情報につきまして、県内の業者様等へ情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、今までの取り組みに加えまして、温泉熱暖房といった再生可能エネルギーの熱利用、あるいは水素などエネルギーを蓄える技術開発、このような取り組みも今後強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

原田委員 県として、やっぱり申し入れも含めて、ぜひ進めていきたいというふうに思います。私ちょっと心配しているのは、先日、大分でも説明会があったと。その中で、いわゆる売電計画を、売電をローンの返済に充てながら住宅ローンの返済を考えている方が、その返済計画が白紙になっちゃった。また、事業者の方が、太陽光の発電のために土地を買ったと。それどうしたらいいんだろうというような話が掲載されていまして。再生可能エネルギーへの多額の先行投資等で、事業が立ち行かなくなる方も出てくるのではないかと

なというふうに心配しているんですが、そういった方々について、いわゆる相談窓口の設置を含めて、県としてどこに相談するのがいいのかというをやっぱり打ち出すべきではないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

小野工業振興課長 昨日も九州電力が1日、そしてまたきょう、6日と地元説明会を開くと。その中で、1日のときに、やはり売電で住宅ローンをお支払いになる、そしてまた、土地の先行投資というそういう事業を行う方々から、厳しいご意見をいただいたというお話も伺っております。九州電力といたしましても、早急に、できるだけ早く方針を示したいというご意見も伺っておりますので、九電と情報交換を密にしながら、必要に応じては、委員おっしゃるとおり、その対策というのにも具体的に検討していく必要があるのかなとは考えておりますが、しばらくちょっと九電さんの方針というものに注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

原田委員 わかりました。またこれからも大変な状況ですから、ぜひとも皆さん方に努力していただきたいというふうに考えています。

私、実はこの件について、松岡の太陽光発電のときに影響はないのかという質問もさせていただきましたし、そのとき今年度補正予算で、佐伯港だと思いますけど、バイオマスのヤシ殻というんですかね、港湾整備の事業も含めて、全部がいろんなところで変わってくるんじゃないかなと思ったんですが、先ほど、ほかの事業についても影響が出てくるんじゃないかという話もされていましたが、県全体の事業として、この申請の中断によって影響を受けるものというのはどういったものがあるかというのを、特別、決算にかかわる分ではないかもしれないんですけど、一覧にして示していただきたいというふうに思っているんですが、ぜひ商工労働部が窓口になって、県の事業の影響を受ける部分についての取りまとめをお願いしたいと思っているんですが、副委員長のほうに取り計らっていただきたいというふうに思います。

尾島副委員長 ただいま、影響の大変大きい問題ということで、新エネルギーの導入に当たったの課題について県全体の課題を取りまとめていただきたいという要望がございましたが、資料提供よろしいでしょうか。

小野工業振興課長 はい。

尾島副委員長 それでは、後日、資料の提供をさせていただきます。

守永委員 私のほうから1点なんですけども、主要な施策の成果の113ページの中小企業経営革新支援事業についてなんですけど、ここに書いてあるように、経営革新計画については、累計で680件承認してきたということと、その中で、25年度については販路開拓事業として27社に助成を行ったというふうな記述があるわけなんですけど、その実施方法の効率化の欄のところに、補助率の引き下げ、それと補助金上限額の引き下げ、また、補助対象経費の拡大とあわせての補助金審査会の設置といったことが行われてきたというふうに記述もされています。補助制度として助成を受ける側から見たときに、厳しくなったというイメージにつながるんじゃないかなと思うんですが、実態として効率化が図られたと見ていいのか、また、これによって利用者のニーズに十分応えられているのだろうかというのを、状況を教えていただきたいと思います。

あとそれと、補助制度でこういうふうな状況なんですけど、この経営革新計画の承認というのを県が行うわけですけども、この承認が行われたものに対して、経営者のほうで融

資を受けたいというふうな希望をしたときに、金融機関が貸し渋りといったことがなしに、県がきちんと承認した計画に基づいて事業を運営するんだから、融資を積極的に行っていくといったような判断ができる状況があるのかどうか、そういったものももしわかれば教えていただきたいと思います。

工藤経営金融支援室長 中小企業経営革新支援事業についてお尋ねをいただきました。

この事業の補助率の引き下げの部分につきましては、国庫財源の廃止によるものでございまして、補助上限額の引き下げ後におきましても、申請企業数は引き下げ前を上回っているというような状況でございます。

また、審査会の実施により補助事業のブラッシュアップが図られますとともに、不用額を大幅に減少させるなど、事業の効率化が図られているものと考えております。そして、利用者ニーズに応えまして、販路開拓経費に加え、マーケティング経費や商品等改良経費を補助対象といたしました。25年度の補助事業の成果としましては、約6割の企業が売り上げを伸ばしております。

また、利用企業からは、チラシのポスティング、商品のパッケージの改良、マーケティングの実施などによりまして、売り上げや取引先が増加したというような声が寄せられているところでございます。

補助制度以外につきましては、25年度に実施しました調査におきましては、県の計画承認によりまして、金融機関に対する信用力が向上したというような回答をいただきました割合が約4割に上っているというようなところでございます。

なお、承認企業向けに、県の制度資金としまして、創造的企業育成支援資金を用意しているところでございます。

以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。実際、今のお話を伺う中では、いわゆる補助事業として見たときに、まず、事業の事業費そのものが、準備する補助率なり補助金額の上限で事足りている事業内容だという形なのかなというふうなイメージを持ったんですが、そういう状況の中で、より多くの要望に対して応えられるという態勢がとれたのであれば、それでよかったのかなというふうに考えていますが、極端に事業費の高い、大きなものを望んでいるような企業が出たとしたときに、それに対応できる手段というものは準備されているのでしょうか。それだけ教えてください。

工藤経営金融支援室長 極端に対象事業費の大きなケースにつきましては、この中小企業経営革新支援事業につきましては上限が100万円という形で、より広く多くの企業様に利用していただきたいという趣旨で運用をしておるところでございますので、例えば、25年度ではないんですが、今年度できました地域牽引企業創出事業でございますとか、あるいは国のものづくり補助金でございますとか、そういったその事業に向いたといいたいでしょうか、そういった事業を我々のほうで支援機関を通じましてご紹介するなり、ご相談に乗って対応しているところでございます。

以上でございます。

酒井委員 通告をしておりました一般会計決算事業別説明書の137ページ、第2目の中小企業振興費のうち、ただいま説明がありました元気創出プレミアム商品券支援事業についてご質問をさせていただきたいと思っております。

この問題は、私も一般質問なり委員会でいろいろと議論をさせていただきました。25年度におきましては、ごらんのとおり9市町村が約20億円のプレミアム商品券を発行して、商品券の発売も完売をしたというふうに聞いております。それなりの成果は出たということでアンケート調査なり市町村の意向もお聞きをして、それに沿った形で26年度も行われたところでございます。しかしながら、25年度は、消費を喚起をするという、景気や消費が非常に低迷している中で、こういう消費を喚起するための事業というふうに思っております。ただ、26年度は、ご案内のとおり、消費税が5%から8%に上がったと。これによって消費が落ち込むだろうということから、消費税対策とし、25年度の倍の44億円のプレミアム商品券の利用をしたわけでございます。

そこで、確かに、課題としては市町村が2分の1、県が2分の1ということで、市町村が、やっぱりそれなりの財源を出さないとこの格好はできないわけですけど、前にも申し上げたとおり、市町村においては、やはり県の取り組み等が遅かったことでどうしても補正等で遅くなったということで、取り組みのおくれも指摘をされておりますから、そうしたことを踏まえまして、今後、県としても26、27、28年度、継続して行うということもございますから、ここで十分、成果と課題等をやっぱり明確にすることが、今後のこのプレミアム商品券の積極的な利用につながるというふうに思っておりますから、そういう視点でご答弁をいただきたいと思っております。

それから問題は、各市町村ごとに実施をしております、長い歴史のある市町村もございまして、25年度から始めた市町村、今回、26年度で約十二、三の市町村が初めてしたということになっております。市町村ごとに格差はあるものの、一般財源をかなり投資しなきゃならないということから、市町村としては、これだけの一般財源の投資については、今の財政状況の厳しい中で2分の1の投資というのは非常に厳しい状況にある。したがって、これについては今後、市町村としても考えざるを得ないという状況も出てきておりますので、これは、県が2分の1だけでもできませんし、市町村が2分の1予算措置をしなければできない制度であるわけでございますから、そうした点について、県としてどのような市町村の指導なり、市町村のご意見を伺っておるのか、2点についてご質問をさせていただきます。

神商工労働企画課長 元気創出プレミアム商品券支援事業に対するご質問でございました。

まず、昨年度から始めたものでございますけれども、昨年度、先ほど委員おっしゃったように、当初、発行総額22億円と我々見込んでおりましたけれども、19億5,800万円、9市町村でご利用いただいたということでございます。

それから、アンケート調査のお話もございましたけれども、成果がどうかということが非常に大事ですので、その調査を行いました。売り上げが増加したという回答が30%、それから、来店者数がふえたというのが26%、それから、これまでにない新規のお客さんが見えたという声もございましたので、そういうことからすると一定の成果はあったというふうに我々は認識しております。

それから、もう1つ大事なのは、地域内の経済循環ということで、これは中小企業活性化条例にもうたい込んでおりますが、地域の人が地元のお店で買い物をするということでございますけれども、そういう意味で、地域の中小企業のほうを利用した割合が80%を超えるということで、こういったことから一定の成果はあったのかなというふうに思っ

ております。

確かに、昨年度は6月補正ということでスタートがおくれました関係で、各市町村の方にはいろいろとご迷惑をかけたのかな、要するに、当初予算措置をした市町村については、当初分がその対象になりませんでした。そういう意味では、大変ご迷惑をかけたのかと。それで、今年度はより広く、消費税率の引き上げもありましたので、より広く地域隅々に行き渡るまで消費喚起を図るということで44億円に広げて予算措置を、当初予算でスタートしたということでございます。

それから、確かに、プレミアム率の2分の1について市町村にご負担ということで、2分の1を県が補助するという仕組みにしております。確かに、市町村によっては財政状況が厳しくて、なかなかそこを捻出できないということもあるかと思えますけれども、この趣旨が、これは県が全てそういうことを支援するのではなくて、これも中小企業活性化条例の中に盛り込んでおりますけれども、市町村においても、そういう中小企業に対する支援を、県と連携をとりながらやっていきたいと思いますということをうたい込んでおりますので、それで、市町村についても応分の負担、この場合は2分の1ということでお願いしておりますけれども、趣旨はそういうことですので、市町村から大変厳しい——今は直接、財政状況が厳しいからという声は余り聞いていないのですけれども、そういうお話がありましたら、その趣旨をまた丁寧にご説明をしていきたいと思っております。

以上です。

酒井委員 よくわかりました。この問題はですね、今、各市町村の予算負担の関係で、商工会議所は、やっぱり消費を喚起するために市町村に対して、早く積極的にやってもらいたいという要望をしております。しかし、市町村は、やっぱり予算措置の関係でなかなか、ぎりぎりまで結論が出ずに、どうしても補正、6月とか9月の補正で取り組む状況が、そこに摩擦があるということをお聞きをしておりますから、その辺の調整もぜひしてもらいたいというふうに思っております。

それから、確かにこれが25、26年度ということで定着をしております。アンケートでも、大型店等の利用に規制をしてもらいたいと。小さな商店が、本当に私どもまで今言われたような結果が出ていないということも言われておりますから、今後、引き続きこれを実施するという事になれば、そうした小さな商店に行き渡るような何らかの方法も考えないと、大型店とか特殊なところだけがこれを利用して売り上げが上がるということになると思いますから、もし、そうした点で考えがあれば、もう一回示していただきいたと思います。

神商工労働企画課長 先ほどご説明申し上げましたけれども、この商品券につきましては、1つは消費の喚起、それからもう1つが地域の中小企業者のほうを使っていただくとか、地域の方が地元のお店で買い物をしていただくということを主眼にしております。

それで、この事業の補助要件としまして、地元の商店街の個店でありますとか、いろんな中小企業の方を優先的にその商品券を使えるようにしてくださいねということをお願いしております。結果として、例えば千円券、10%のプレミアム率ですから11枚、そのうちの7枚が地元の商店の方しか使えない。4枚が共通券で、大規模店でも使っていてすよというふうな仕組みをつくっている市町村のほうが大変多いというふうに感じました。

それから、そういう割合を設けていないところでも、地域の商店でその商品券を使うと、

そこでまた抽せんをやって、なるべくその地域の商店で買えるようなインセンティブを与えとか、日田市さんもそうですけれども、そういう工夫を凝らしているというところもありましたので、あくまで我々としてはそういう趣旨でやっておりますので、ことしも、そういう形で市町村、それから商工団体にはお願いしておるところです。

尾島副委員長 事前通告の質問が終わりましたので、次に、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

吉岡委員 よろしくお願ひします。主要な施策の成果の144ページ。女性の再就職チャレンジ支援事業についてお尋ねいたします。

今回の目的の中に、この支援事業そのものは、出産等により離職した女性全員が対象かなと思います。この事業の成果ですが、今回、保育期の子供を持ったお母さんたち、その方たちに対する達成度、評価は130%ということで、大変ありがたいと思っております。この全体として、職業訓練の受講者が1,956人になっているんですけども、この方たちの中で、どれくらい就職ができたのかということをお教えください。

それから、1番下に改善計画等の欄にもありますが、職業訓練のコースについてですけども、これは、医療事務とパソコンだけがコースなんでしょうか。ほかにコースがあるのであれば教えていただきたいと思ひます。

以上です。

藤原雇用・人材育成課長 平成25年度の実績でいいますと、受講者が1,482名の定員で修了者は1,313名ですが、就職率からいいますと82.9%でございます。

なお、就職者1,089名のうち、女性は667名というふうになっております。

それから、コースにつきましては、後ほどまた資料に基づいて提出したいと思ひます。

吉岡委員 ありがとうございます。医療事務とパソコン、一応この中にあるのはそういうコースだと思うんですが、例えばほかのコースでも何かつくっていただきたいとか、就職したいという方が私のほうにもよく相談があるんですね。それで、医療事務とかパソコンだけではなくて、例えば補正という、洋裁の補正とかあるんですけども、そういうのだったら、家庭でも仕事を受けながらできるんですけど、そういうノウハウがないからできないという方もいらっしゃるんですね。例えば、そういうところにも支援してもいいよとか、今、ヘルパーさん、介護ヘルパーが今から大変重要になってくると思ひます。そこで、よく市とかが募集して無料の講座とかあるんですけど、そういうところには殺到し過ぎてなかなか受けることができない、一般で受けると大変高いんですね。そういうコースも設けていただくと、これからの高齢社会の中で大変ニーズも高いですので、応募も多いんじゃないかなと思ひます。それは要望なので、これから検討していただければありがたいと思ひます。

じゃ、もしコースがわからなければ、後でまた教えてください。今の要望に対して何かありましたらお願いします。

藤原雇用・人材育成課長 毎年、委託訓練のコースを設定する場合には、ハローワークの求人ニーズを基本的にどういったものが新たにあるか、そういったものを見ながら、最終的には委託訓練の企画提案という形の中で受託業者を決めていく仕組みになっております。今、委員がおっしゃられた委託訓練のコースにつきましても、ハローワークの求人ニーズの中を見きわめながら今後検討してまいりたいというふうに思ひます。

江藤委員 済みません、事前通告しなくて申しわけなかったんですが、ちょっと1点だけ教えてください。

収入未済額調書の53ページなんですけど、その中の中小企業設備導入資金の中で、高度化資金貸付等で、備考には貸付先の倒産となっておりますが、この2件について私が聞きたいのは、まず大体何社ぐらいが対象であったのか。それから貸し付け時点で、一応担保等の抵当物件あたりがどうなっているのかと、そして保証関係はどうなっているのかと、そこの部分をお聞きしたいわけなんです。1点だけ。

工藤経営金融支援室長 高度化資金の利用といいましょうか、その保証、担保等についてのお尋ねでございますが、高度化資金の延滞先、正規の回収、支払いができていない、あるいは条件変更をしてやっているとか、あるいは少額の金額しか返済ができていない、そういったものを延滞先と呼んでおるんですが、7つの貸出先がございまして、その元利金の合計が9億6千万円ほどございます。その中で営業中のところが4先ございまして、これが内訳としましては2億8,700万円ほどの収入未済額でございます。

それから、営業停止、いわゆる倒産をしている先が3先ございまして、こちらのほうの収入未済額が6億7,700万円ほどあるというような状況になっております。

その中で、今、委員がおっしゃられた担保の部分についてでございますけれども、抵当権が基本的には設けられておまして、また、連帯保証人もつけるという形になっているわけなのでございますけれども、そのうち、抵当権が未実行のところは5先ございます。そのうち4先は実行が困難といいましょうか——といいますのは、営業を続けているものでございますから、それを抵当権を実行してしまいますと、営業が継続できないというようなところもございますので、できない。

それから、抵当権を実行することで回収の見込みが著しく低いと言いましょうか、そういったものにつきましては、競売を仮にしましても不利だという状況の中から判断を見合わせているというところが、また1件ございます。

残り、実際に実行可能なところが、先ほど部長からもご説明した中にありましたように、最近経営状況が悪くなって営業停止したところがございまして、そちらにつきましては、早急に抵当権の実行を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、保証人につきましては、基本的にそういった抵当権の実行とか、そういったところが終わり次第、連帯保証人にも交渉に当たっているというところがございますが、先ほど部長からもご説明しましたように、非常に古い昭和とか、平成の初期の債権というものが未収債権の中の多くの部分を占めているものでございますので、そのものにつきましては、担保人自身が高齢化しているとか、そういった中で、なかなか連帯保証人のほうからの回収が進んでいないというような状況はございます。

そういった中で、昨年度、小規模企業に対します近代化資金の部分につきましては、主債務者、あるいは連帯保証人の方との折衝、それから、3月にご承諾いただきました債権放棄をしていただきまして、そちらのほうにつきましては、元利金につきましては、全て回収をしたと、あるいは放棄をさせていただいてゼロになったと、元利金が、未収がゼロになったというところがございます。

以上であります。

江藤委員 ありがとうございます。大体わかったんですが、ちょっともう1件だけ教え

てください。

大体、総合計で未収金が10億4,656万円ばかりあるわけですね。そうしたときに、今、まだまだ一遍じゃないんですが、会社立て直しの中で支払い可能というような状況の中ですけれども、10億4,600万円の中で、実質そんなら県として努力すれば入ってくる金、そして25年度中で10億4,600万円あるわけですから、この時点で1回区切りをつくるとしたときに、もう全然入ってこん金は大体約どのくらいあるんですか。4千万円か5千万円か、8億円か9億円か、そこを聞きたいんですよ。

工藤経営金融支援室長 先ほどもご回答の中で申し上げましたが、いわゆる営業停止しているところにつきましては、主債務者が営業をやっていない、要するに収入がないという状況でございますので、この3先の収入未済額が先ほどご回答しましたように6億7,700万円ほどございます。この部分につきましては、連帯保証人のほうで若干返していただいているところはございますが、なかなかこの部分につきましては厳しいものがあるかと思っております。

ただ1点だけ、この6億7,700万円のうちの金額的には微々たるものかもしれないんですが、今、保証人の方の遺産相続の関係の整理をやっている中で、それに対して分配金といいたいでしょうか、それが出てくる可能性が今年度ございます。金額につきましては、今弁護士等が取りまとめているところでございますので、ちょっとお答えはできないんですが、その可能性がございます。

以上でございます。

戸高委員 主要な施策の成果の122ページにあります、おおいた創業促進事業なんですが、これは支援による創業件数が25年度424件というふうになっておりますけれども、この424件、創業後の状況というか、廃業になったとか、稼働していないとか、その状況がわかれば教えていただきたいのと、その創業後フォローアップはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、県の制度融資なんですけれども、この25年度中に県制度融資の借入れを起こして、その25年度内に、例えば延滞が発生した、もしくは条件変更した、その年度内にそういった事故ではないですけれども、そういう状況がある件数がわかれば、教えていただきたいなと思います。

工藤経営金融支援室長 2つお尋ねをいただきました。

まず、25年度に創業支援で創業したという件数が424件ということでございますが、その中身でございます。飲食店、あるいは理・美容業、比較的個人事業主といいたいでしょうか、小規模な事業を行う方が多うございまして、私どもの信用保証協会の保証承諾を受けた方々の内訳でまいりますと、飲食店関係が24%、それから、理美容関係が15%、その他、サービス業関係が14%、あと、小売業が14%というようなところが主なところでございます。

今回、そういった業種別の内容でございますけれども、この中で直接我々としましては、スタートアップ支援連絡会議というのを設けてございまして、そちらのほうで商工会、商工会議所といった支援機関並びに昨年度から行っております経営革新等認定支援機関としまして、金融機関が支援機関にもなっておりますので、そういったところが中心になりまして、創業のフォローアップをやっているところでございます。

それから、もう1点目でございますけれども、制度資金を借りた後に、どのくらい条件変更を行ったか、あるいは回収ができなくなったかという数字につきましては、残念ながら、今、私の手元の資料の中にはございませんので、後ほどご回答をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

尾島副委員長 後ほど資料の配付ということで、よろしいですか。

工藤経営金融支援室長 はい。

尾島副委員長 では、お願いいたします。

久原委員 施策の成果の120ページ、企業立地促進事業なんですけど、昨年1年間で新しい立地が23件あったと。県の造成した土地に入ったのが23件なのかということについてが1つ。

そして、この目的、現状、課題の中で、いわゆる生産だとか、開発拠点の海外進出や国内集積の動きが顕在化し、地域間競争がますます激化していると。そして、もう企業の国内投資意欲が減退する状況にある。

こういう状況の中で、この特別説明書の155ページ、また、玖珠に20億2,192万4,660円かけて、この工業団地をつくと。ここにはどういう企業が今、見通しとしてあるのかどうなのかということについて説明をしてください。

そして、157ページには、いわゆる流通業務団地なんかやるんですけど、ここの中に公債費が6,152万3,800円、いわゆる借入利息だけで6,100万円も払いよるわけ。毎年毎年これは払っていくじゃろうけど、こういうことをして、どこに企業がどんくらいできるのかとかいうのがあって、そしてまた、これだけの金をどんどんどん払いよったら、いつごろこれが、業務団地なんかは全部売れてしまう見通しがあるのか。そういうふうなことをしよったら、これだけ毎年毎年利息があつたら、土地代がどんどんどん上がってきはせんかい。すると、ますます売れんごとなりはせんかい。そういうことに対する見通しなんかいうのはどういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

広沢企業立地推進課長 委員からのご質問、4点あったかと思えます。

まず、第1点目です。平成25年度の企業立地件数23件でございます。この件数のカウントの仕方は、23年度中に立地表明を、または、増設表明を行っていただいた企業の件数とご理解いただければと思います。

したがいまして、そこから実際に工場を建て始めて、操業まではまたタイムラグがございますので、ここで大分県の進出を確定したというか、その意志を表明したという件数とご理解いただければと思います。

したがいまして、今後我々が助成する際には、今度全て操業が始まってからですので、この件数と、助成する件数というのは、件数の関係でずれがあります。また、立地していただいた件数の中には、補助要件にも該当しない企業もございますので、その辺は件数がずれることとなります。

2つ目、新規立地が少なくなって、非常に競争力、新規立地というか、国内立地ですね、少なくなって、競争が激化しているということですのでけれども、まさしくそのような状況と捉えております。

平成15年度以降、平成24年まで、増設案件に対して新規立地のほうが約2対1の割

合で件数として多かったわけですが、平成25年は逆転いたしまして、1対2ということで、やはり増設案件が非常に多くなっております。新規立地が少なくなるということは、逆に言えば、それだけ国内の競争が激化する。結局、企業側が地域を選ぶことのほうが件数が少なくなりますので、やはり取り組むこと、地域としては、それをゲットするためには、やはり非常な努力が必要だということで、競争が激化しているとは考えております。

その一方で、増設案件がふえるということは、逆に新規立地が少なくなっている状況で、国内の企業というのは、今度は生産拠点や事業拠点を集約化する方向にありますので、やはり増設というところもまたふえてくるかと思っておりますので、そういうところをしっかりとゲットしていきまして、逆に国内に集約される側ではなくて、本県は集約する側に回りたいと思っております。

3点目、玖珠工業団地のお話でございます。

約20億円の金額につきましては、2つございまして、玖珠工業団地が25年度の決算で約14億円、そして、大分北部中核工業団地、こちらのほうの5区画、今余っておりますけれども、この分の貸付金が約6億円ということで、合計約20億円ということになっております。内陸工業団地の造成につきましてでございますけれども、昨今は、やはり臨海部につきましては、企業の皆様方の考えではありますけれども、リスク分散のために内陸側にも非常に興味を示しているところがございまして、その点でまとまった土地というのは、玖珠工業団地20ヘクタールございまして、今後、非常に競争力が出てくるのかなと思っておりますので、そういうところはやはり整備していきたいと考えております。

4点目、流通業務団地のお話でございます。

公債費、ここに上がっておりますように、6千万円強でございます。まず、単価のお話でございますけれども、平成40年度に向けて、売却、分譲を進めていくという計画のもとに単価設定しております。そういうことで、公債費を払っておりますけれども、一応単価はそこまで売るということで、この単価で努力していきたいと思っております。

1点、やはり、東九州自動車道がおおむね全線開通いたします。それから、先ほど言いましたように、標高の高い内陸部の工業団地というのは、今非常に引き合いが多い状況でございます。平成26年度はそういうことで、分譲が進む見込みもありますので、我々としては、平成40年とは言わずに、それまでに分譲を完了したいという勢いで頑張っているところでありますので、ご協力のほう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

久原委員 結局商売をする人間が、どこが買いに来るかわからんけど、とにかく仕入れちょこうみたいな感じで、こげんことしてどんどんどんどんしたからだってん、後々また問題が起こるんやないかなというような気がしてならんのですけれどもね。

それで今、県が保有している団地、いろいろなところがいっぱいあると思うんです。今どれくらい県が保有している団地があるのか。そして、それはいつごろ造成したのか。そして、今、どんくらい残っちょるのかみたいな一覧表を、資料を提出いただきたいと思います。願います。

広沢企業立地推進課長 県がただいま所有している工業団地、主に先ほど申しました臨海部の6号C-2地区ですね。それと大分北部中核工業団地、それから、玖珠工業団地等が

ございますので、今、委員おっしゃいました資料、また作成して説明させていただきます。よろしくをお願いします。

田中委員 主要な施策の成果の136ページの東九州海上物流拠点推進事業についてですが、これはポートセールスで大在コンテナターミナルの利用促進ということが眼目ですが、成果指標を見ますと、コンテナ貨物取り扱い量も3,200TEUということで、ほぼ例年並みの感じで推移しているんですが、このポートセールスの訪問件数が、例年に比べて3分の1ぐらいになっている。これは効率化という形で説明していますが、大体船主、いわゆる利用する船会社の実態とといいますか、どれぐらいの船会社が実際利用しているのか、それについての増減があるのかどうかですね、その辺の問題と、あとポートセールスというのは、いわゆるソフト事業ですが、港湾利用ということを考えますと、港湾の使用料というものと密接な関係があり、特に大分県の港湾使用料というのは九州の中でも高いレベルにありまして、非常に利用者から見ると使いにくい港だなあという感じも持っていると思います。その意味で、そのハードとソフトの組み合わせを含めて考えなきゃならんのかなと思いますが、この辺についての見解をまずお伺いしたいと思います。

武藤商業・サービス業振興課長 ポートセールスに関係いたしまして、ご質問に答弁させていただきます。

まず、ポートセールスにつきましては、貨物量の増、そして既存航路の維持等を目的として行っているところでございます。

セールス先といたしましては、もちろん、船会社と荷主企業を訪問しておりまして、それが東京、大阪、そして県内と行っております。

委員ご指摘のとおり、昨年はポートセールス件数、その前の年に比べまして少のうなっております。これにつきましては、ことしはしっかり訪問するように今動いているところでございまして、昨年の少ないところは確かでございます。

それともう1つ、港湾の環境につきましては、確かに港をしっかりと利用していただくためには、港湾の附属地でありますとか、例えば、大在コンテナターミナルにおきましては、ガントリークレーンの使用料等が課題になってまいります。これにつきましては、港湾を管理しております土木建築部といつもしっかり調整をとっております、どうすればもっと港湾を利用していただけるかというところは連携をして検討しているところでございます。

今、ポートセールスにつきましては、昨年度から予算を頂戴いたしまして、輸入貨物につきましても補助、それと日田、竹田、それと県北からの荷物を集めようということで、大在から遠いところ、例えば、博多港のほうが近いんだけど、北九州は近いんだけどもというところにつきましては、インセンティブの制度を持ちながら、鋭意セールスをかけているところでございます。

田中委員 努力をしているのはわかりますが、特に地方港湾である、重要港湾であります佐伯港は、先ほど太平洋セメントの関連でポートセールスが1件できたわけですがけれども、非常に市レベルから見ましても、あれは県有の港湾だから、佐伯市は関係ないという意識があって、全くもうポートセールスの意識もないと。そういう意味でも、大分市や、あるいはまた中津含めて、これから海外戦略というものを我々は考えている中で、やっぱり海外戦略といたら単に外国に荷物を持っていくのは、やっぱり貿易量をふやして、あるい

はまた、どんどん国内の農産物を含めて輸出をしていく、こういう戦略の拠点にならなきゃならんということで、非常にこれからポートセールスの重要性というのは大きいと思います。

その意味で、特に重要港湾を控えている、そういう地点のところには、ポートセールスを、大在だけじゃなくして、重要港湾のところにもポートセールスの拠点をつくって、県下全体で支援体制をつくっていく必要があるんじゃないかと、私はこう思っているんですけども、この点について、商工労働部だけじゃなく、これはいろんな部の関与したところも含めて、総合的なやっぱり戦略をこれから持っていかなければ、私は時代の対応がおくれてくるんじゃないかという感じがあるんですよ。部長、その点についてどのようにお考えなのか、ちょっと聞かせてください。

西山商工労働部長 今、委員おっしゃられたとおり、ポートセールスだけではなくて、重要港湾初め、中津港、佐伯港、全て、港湾というのが非常に大きな物流インフラで、産業、経済を支えているのは確かでございます。

そしてまた、先般の佐伯港の改修ということによりまして、ヤシ殻を持ってきたバイオマスの発電ということで、地域の経済も振興につながる。それから、中津港も整備することによって、いろいろな経済振興があるということで、ひとり土木の問題ということではなくて、商工労働政策、産業政策の観点からも十分に連携して、この港湾の活力強化というのをやっていきたいというふうに考えています。

特に東九州自動車道ということで、新たなインフラができた。これをうまく活用するためにも、港湾と、そこをリンクージュをさせて産業政策をしっかりとやっていくというご指摘のとおりだと思いますので、しっかりとやっていきたいというふうに考えます。

以上です。

尾島副委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島副委員長 ほかに委員外議員でご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

尾島副委員長 それでは先ほど久原委員から工業団地造成に関する資料の提出要求がありました。お諮りいたします。ただいまの資料を委員会として要求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

尾島副委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。執行部はよく調整のうえ速やかに提出願います。

これをもって商工労働部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔商工労働部、委員外議員退室〕

尾島副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

先ほどの商工労働部の審査を踏まえ、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見、

要望事項等の取りまとめについて、協議をいたします。

ご意見、ご要望がありましたら、お願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

尾島副委員長 ただいま、委員長一任とのことですので、審査報告の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任願います。

以上で商工労働部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

1 1時45分休憩

1 3時01分再開

三浦（公）委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。執行部の説明は取り決めの範囲内の時間となるよう要点を簡潔、明瞭に願います。

福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

平原福祉保健部長 それでは、福祉保健部関係についてご説明をさせていただきます。

初めに、平成24年度の決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について、ご説明をさせていただきます。お手元の平成24年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の3ページをお願いいたします。

福祉保健部関係でご指摘を受けましたのは、3件でございます。うち2件は収入未済額についてのご指摘ございました。

まず、児童措置費負担金についてでございます。

県が児童福祉施設等へ児童を入所措置した場合、児童福祉法第56条の規定によりまして、措置費の全部または一部を、本人または扶養義務者の負担能力に応じて児童措置費負担金として徴収をしています。

収入未済の原因は、納入意識の乏しい保護者が多く見られること。保護者の失業、疾病、借金などによる生活の困窮などとなっています。

こうしたことから、児童の入所措置決定を行う児童相談所において、措置開始時に保護者に対し、適切な指導と納入意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、徴収事務を行っている市福祉事務所や保健所と児童相談所間で、保護者の家庭状況等の情報を共有することにより、効果的な徴収が可能となるよう、連携強化に取り組んでまいりました。

また、7月、8月及び12月を徴収強化月間とし、文書や電話、家庭訪問による催告等を集中的に実施するなど、徴収の強化を図ってきたところです。

26年度におきましても、市福祉事務所、保健所等とのさらなる連携を図りながら、措置開始後間がない未納者へ特に働きかけるなど、効果的な納入指導を行い、収入未済の解消と新たな滞納の発生防止に努めてまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金貸付金についてでございます。

この貸付金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るための制度であり、経済的基盤の弱い者に対する福祉施策であることから、その償還はおくれがちとなっているところです。

しかし、滞納者の多くは、期限内の償還が困難な場合でも年月をかけて完納している者がほとんどであり、昭和28年の制度発足以来トータルの償還率は98.3%となっております。

収入未済の解決策としましては、債務管理マニュアルに定めた個々の債権の状況に応じた管理方針に基づき、適切な債権管理に努めています。

また、8月と12月を償還強化月間とし、全ての滞納者の状況を調査し、特に長期・大口滞納者を中心に電話による催告や家庭訪問を集中的に実施するなど、納入指導の強化を図ってきたところです。

さらに、滞納者の償還指導に当たる担当者や母子自立支援員を対象にした償還事務の研修会を開催し、滞納整理に必要な知識の習得や徴収事務能力の向上を図っています。

新たな貸付金についても、滞納発生の防止のため、貸し付けの事前相談時から償還についての説明を行うとともに、貸付申請時には面接を行い、償還義務についての十分な説明、無理のない償還計画の指導、償還に関する誓約書の提出の義務づけ等を行うことで償還意識の徹底を図り、期限内の償還促進に努めています。

なお、平成25年10月以降の貸し付けに係る償還金につきましては、納期限内に納入しなかった場合に違約金の徴収を行うこととし、納期限までの償還に関してさらに意識づけを行ってまいります。

今後とも、関係機関とのさらなる連携を図りながら、収入未済の解消と新たな発生防止に努めてまいります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

大分にこここ保育支援事業についてでございます。

ご指摘いただきましたのは、本事業の成果としています合計特殊出生率全国順位が、「達成不十分」となっており、新たな事業展開に取り組むこととのでございます。

合計特殊出生率の向上には、本事業の経済的支援を初め、地域における子育て支援の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など総合的な取り組みが必要だと考えています。

このため、子供・子育てに関する総合的な計画であるおおいた子ども・子育て応援プランを、県民や議会からのご意見もいただきながら、本年度中に策定し、各種施策の充実を図ってまいります。

続きまして、お手元の冊子、平成25年度における主要な施策の成果により、当部の主要事業の執行状況等について、ご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

発達障がい児支援圏域拠点整備事業でございます。

この事業は、発達障がい児に対して専門的な療育を行うことができる児童発達支援センターが少ないことが課題となっていますことから、事業の実施状況にありますとおり、児童発達支援センター開設予定事業者に対し、別府発達医療センターにおける6カ月間の長期研修を実施することにより専門的療育を行うための人材育成を行うとともに、研修期間中の代替職員の雇用支援や児童発達支援センターの開設に必要な備品の整備に対して補助を行ったものでございます。

事業の成果等につきましては、本年4月から新たに5つの児童発達支援センターが事業を開始し、この結果、全ての障がい福祉圏域に児童発達支援センターを整備することがで

きました。

総合評価は「事業内容の縮小」でございますが、今後は、新たに事業開始した児童発達支援センターを地域の中核として、連絡協議会を開催するなど、地域における療育支援体制の充実を図ってまいります。

次に、48ページをお開き願います。

次代の親づくり推進事業でございます。

この事業は、少子化の進行や地域のつながりが希薄化する中、晩婚・晩産化、非婚化も進み、若い世代が、将来家庭を持つことや親になること等を意識する機会を持ちにくくなっていることが課題になっていきますことから、事業の実施状況にありますとおり、県内4つの大学でライフデザイン講座を実施したほか、啓発冊子を3万部作成し、県内の大学、高校やコンビニ等で配布したものでございます。

事業の成果等につきましては、これらの取り組みにより若い世代のライフデザインについての意識の醸成が図られました。

総合評価は「事業内容の拡充」でございますが、若い世代の意識啓発のためには、継続的な取り組みが必要と判断し、ライフデザイン講座の実施大学数を拡大するなど、充実を図ることとしております。

次に、55ページをお開きください。

地域包括支援センター機能強化事業でございます。

この事業は、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、予防等のサービスを切れ目なく提供できる仕組み、いわゆる地域包括ケアシステムの構築が求められていることから、その中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図るものでございまして、事業の実施状況といたしましては、地域ケア会議への作業療法士等の専門職種の派遣やモデル3市の実践者等を広域支援員として他の市町村に派遣するなど、地域ケア会議の立ち上げを支援しました。また、介護予防に従事する訪問・通所介護事業所職員を対象に、自立支援型ケアマネジメントを実践させていくための研修会を実施しました。

事業の成果等につきましては、地域ケア会議の立ち上げ支援等を行うことにより、現在、全ての市町村で地域ケア会議に取り組みされるようになっており、地域包括支援センターの機能強化につながりました。

総合評価は「終了」でございますが、26年度から、地域包括ケアシステム構築推進事業を新たに実施し、地域ケア会議を立ち上げた後の市町村の支援等を実施しているところでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

障がい者工賃向上計画推進事業でございます。

この事業は、就労継続支援B型事業所を利用する障がい者の工賃水準が低く、障がい者が地域で自立した生活を営むことが困難な状況にあることから、事業の実施状況にありますとおり、障がい福祉サービス事業所の営業活動や契約事務等を一元的に行う共同受注窓口を社会福祉法人太陽の家に設置するとともに、県庁内に共同受注コーディネーターを配置し、障がい者が参加可能な農作業の堀り起こしやマッチングを行ったものでございます。

事業の成果等につきましては、共同受注窓口を設置し、共同受注を実施するための基盤づくりを行うことができました。

また、農作業の共同受注においては、B型事業所の新たな作業を確保し、平均工賃額を上回る実績を上げることができました。

総合評価は「現状維持」でございます。障がい者の工賃向上を図るため、引き続き共同受注の取り組みを推進してまいります。

次に、65ページをお願いいたします。

地域医療再生施設設備整備事業でございます。

この事業は、地域における医療提供体制の確保・充実を図るため、地域の中核的な役割を担う医療機関やこれらと連携する高次医療機関の施設設備整備が必要であることから、事業の実施状況にありますとおり、救急車と救命救急センターをつなぐ遠隔画像伝送装置の整備や二次救急医療機関等が行う自家発電装置の施設・設備整備などに対して助成したものでございます。

事業の成果等につきましては、地域中核病院及びこれと連携する高次医療機関の機能強化が図られるとともに、医療機関の連携強化が図られました。

総合評価は「事業内容の縮小」でございます。これは、25年度までに地域医療再生計画に定められた事業のみ実施可能であるため、整備箇所が減少するものですが、今後とも地域医療のため、必要な取り組みを検討してまいります。

次に、70ページをお願いいたします。

みんなが進める健康づくり事業でございます。

この事業は、本県の健康寿命が全国平均を下回っており、生活習慣病が多いことが課題となっていることから、事業の実施状況にありますとおり、減塩や健康づくりをテーマとした健康フェスタの開催や高血圧対策として食塩マイナス3グラム、野菜・果物の摂取、運動普及プラス1,500歩などの推進に取り組み、県民への健康意識の高揚を図りました。

事業の成果等につきましては、健康フェスタに協力した団体等が健康づくりにおけるそれぞれの役割を再確認することができ、また、県民に第二次生涯健康県おおいた21を周知することができました。

総合評価は「効率化の推進」でございます。高血圧対策事業であるうま塩プロジェクトの推進に当たり、大学、栄養士会への委託により、効率的な実施を図ってまいります。

次に、75ページをお願いいたします。

生活困窮者支援体制構築事業でございます。

この事業は、生活保護に至る前の生活に困窮している人や生活保護から脱却した人に対し、自立に向けた支援の強化が必要であることから、事業の実施状況にありますとおり、ひきこもりやニート等の特性に応じた支援手法に係る研修や、生活困窮者の相談窓口の設置と訪問支援の実施などを日出町社会福祉協議会に委託し、モデル的に実施したものでございます。

事業の成果等につきましては、来年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて効果的な支援のモデルとなる体制が整備できました。

総合評価は「事業内容の拡充」でございます。来年度から県内全市町村で取り組みを開始しますので、法の円滑な施行に向けての準備を進めてまいります。

最後に81ページをお開き願います。

災害時要援護者支援対策推進事業でございます。

この事業は、地域のつながりが希薄化している中、災害時要援護者の地域における支援体制を構築し、災害に強い地域づくりを推進する必要があることから、事業の実施状況にありますとおり、市町村社会福祉協議会や地域住民が行う要援護者を守るためのモデル的な取り組みへの支援を県内4地域において実施するとともに、自治委員や民生委員等を対象とした研修を実施したものでございます。

事業の成果等についてですが、モデル地区において具体的な避難方法等について、地域住民のかかわり方などを実証することができ、要援護者支援のノウハウを得ることができました。

総合評価は「事業内容の拡充」でございまして、今年度に避難行動計画作成研修マニュアルを作成するとともに、市町村の実情にあわせた研修会を実施し、地域における災害時要援護者支援の仕組みづくりを一層進めてまいります。

続きまして、平成25年度行政監査及び包括外部監査の結果の概要について、説明をさせていただきます。

お手元の資料、平成25年度行政監査、包括外部監査の結果の概要でございますが、福祉保健部は昨年度の包括外部監査については、対象となっていませんでしたので、行政監査について説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

項目の1実施要綱等又はマニュアル等のうち、児童福祉施設（児童館）への指導監査についてでございます。

これは児童福祉施設への指導監査について、政令で1年に1回以上の実地検査を行うよう定められているところ、本県の指導監査実施要領では、このうち児童館について、民間施設では2年に1回とするなど、政令で定める基準を下回る実施頻度を定めていたことから、実施要領を政令に従ったものに改める必要があるというものでございました。

次にその下、2実施計画及びその実施のうち、ア計画の作成に係るものの1つ目、麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査についてでございます。これは県の実施要領において、立入検査のうち通常検査については、実施計画・目標を立て、麻薬取扱者は2年、向精神薬営業者は5年に1回以上実施することとされていますが、県では計画が定められておらず、また、実施要領に基づいた頻度での検査が行われていませんでした。

このため、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要があるというものでございました。

次に、3ページをお願いいたします。

3検査等の実施結果の取扱いについて、2つの改善検討事項をいただきました。

(1)の麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査についてですが、県の実施要領では違反等がある場合には文書で通知し、軽微なものは口頭指導できる旨定められていますが、軽微とは思えない違反についても口頭指導していたというものです。

このため口頭で指導できる場合と文書で指導する場合の区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努める必要があるというものでございました。

次に(2)のイ実施要綱等に従っていないもの、麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査

及び薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業の立入検査についてでございますが、保健所が行う立入検査では、実施要領で定める様式、立入検査記録を使用せず、所定の手順で検査をしていなかった例があったことから、現行様式を用いる上での課題を検証し、必要に応じて実施要綱等を見直す必要があるというものでございます。

以上で、福祉保健部関係の平成25年度行政監査及び包括外部監査の結果の概要について、説明を終わらせていただきます。

引き続き、歳入・歳出関係について、各課室長から説明させていただきます。

以上でございます。

池永福祉保健企画課長 それでは、福祉保健企画課関係の決算状況につきまして、ご説明を申し上げます。

一般会計及び特別会計決算事業別説明書をお手元にご用意をいただきたいと思っております。

67ページをお開きをいただきたいと思っております。

歳出の主な事業について、ご説明を申し上げます。

第3項保健所費第1目保健所費のうち、事業説明欄の上から3番目、保健従事者育成事業費144万6,022円についてでございます。

これは、保健師等地域保健従事者の現任教育体制を構築するために、人材育成の中心となる県内1カ所の保健所を教育保健所として整備し、モデル保健所及び管轄市町村等に対する支援を行うことにより、地域保健活動充実のためのOJTによる人材育成機能の強化に向けた体制整備を行ったものでございます。

福祉保健企画課関係の説明は、以上でございます。

後藤地域福祉推進室長 地域福祉推進室関係の決算状況につきまして、説明を申し上げます。

決算附属調書の25ページをお開きください。

収入未済額についてでございます。

科目欄、雑入のうち、右の課名欄の1番上、福祉保健企画課分872万4,066円でございますが、これは生活保護費の過払いなどにより生じた生活保護費返還金が、年度末において未返還となっているものなどでございます。

次に、事業別説明書の65ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明いたします。

上のほう、第2目扶助費の事業説明欄、生活保護費17億2,456万9,559円でございます。

これは、生活保護に要した経費でございますが、具体的には県に実施責任のあります町村分の生活保護費等でございます。

地域福祉推進室関係の説明は、以上でございます。

高窪医療政策課長 医療政策課関係の決算状況について、ご説明申し上げます。

決算附属調書のほうの16ページをお願いいたします。

不用額についてでございます。

科目欄の下のほう、保健環境費の医務費のうち、医療対策費4,221万8,529円でございますが、これは、在宅医療連携拠点体制整備事業における市町村等に対する補助金や地域医療再生施設設備整備事業において医療機関に対する補助金の所要額が見込みを

下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、事業別説明書のほうの69ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明いたします。

第4款保健環境費第4項医務費の第2目医療対策費のうち、事業説明欄3番目の医師充足対策事業費1億3,019万円でございます。

これは、僻地などに勤務する医師を確保するため、都道府県が共同で設置しております自治医科大学の運営費を負担し、卒業後は県職員として、僻地の病院や診療所に派遣したものでございます。

続きまして、70ページをお開きください。

事業説明欄の上から5番目、救急医療対策事業費1億6,688万1千円でございます。

これは、県民の救急時の医療を確保するため、休日や夜間における軽症患者を対象とする初期体制から、心筋梗塞などの重篤患者を対象とする3次体制までの体系的な救急医療体制や休日の歯科救急医療体制を確保するために要した経費でございます。

医療政策課関係の説明は以上でございます。

末松薬務室長 薬務室関係の決算状況について、説明申し上げます。

事業別説明書の72ページをごらんください。

第5項薬務生活衛生費第2目薬務費のうち、事業説明欄の初めにあります薬務取締費66万3,239円でございます。

これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬務関係情報システムの運用等に要した経費でございます。

薬務室関係の説明は以上でございます。

内田健康対策課長 健康対策課関係の決算状況について、ご説明いたします。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄の下のほう、保健環境費の1番下、公衆衛生費のうち、次の17ページの上から3つ目、予防費6,041万3,898円につきましては、特定疾患医療委託料等が見込みを下回ったことにより不用となったものでございます。

続きまして、事業別説明書の76ページをお開きください。

歳出の主な事業について、ご説明いたします。

第4款保健環境費第1項公衆衛生費第1目公衆衛生総務費のうち、事業説明欄の2番目、原爆被爆者対策事業費2億7,806万6,690円でございます。

これは、原爆被爆者の方々に対し、健康管理のための健康診断や健康指導、生活援護のための各種手当の支給及び相談事業等を行ったものでございます。

次に、77ページをごらんください。

第3目予防費のうち、次の78ページをお開きいただきまして、事業説明欄の4番目、特定疾患対策事業費16億1,022万1,732円でございます。

これは、原因が不明であって、そのために治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定疾患として認定されている56疾患の患者につきまして医療費の自己負担分を公費により負担したものでございます。

健康対策課関係の説明は以上でございます。

清末国保医療室長 国保医療室関係の決算状況について、ご説明申し上げます。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。科目欄、福祉生活費のうち社会福祉費の4つ目の国民健康保険指導費5,081万4,240円でございますが、これは、市町村国民健康保険に対する財政調整交付金等が見込みを下回ったものでございます。

続きまして、事業別説明書の75ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明いたします。

第5目国民健康保険指導費のうち、事業説明欄の初めにあります国民健康保険基盤安定化事業費107億5,819万5,461円でございます。

このうち、最初の項目の保険基盤安定事業費負担金は、市町村が低所得者を対象に行う国民健康保険税の軽減措置に対し、県がその4分の3を負担したのなどでございます。

また、4番目の大分県国民健康保険財政調整交付金は、市町村国民健康保険の財政基盤安定化のために、療養給付費等の9%を市町村に交付したものでございます。

次に、77ページをごらんください。

第3目予防費のうち、ページが飛びまして79ページをお開きいただきたいと思います。

事業説明欄1番下の後期高齢者医療等推進事業費166億5,985万8,853円でございます。

これは、75歳以上が対象の後期高齢者医療に要した経費の12分の1を大分県後期高齢者医療広域連合に対して負担したのなどでございます。

国保医療室関係の説明は以上でございます。

飯田高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係の決算状況につきまして、ご説明申し上げます。

事業別説明書の84ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明をいたします。

事業説明欄3番目の認知症在宅ケア強化事業費1,461万円でございます。

これは、在宅や地域での認知症施策の充実を図るため、かかりつけ医と連携し、専門的医療機関として、そのバックアップを担う認知症疾患医療センターを設置するとともに、若年性認知症について実態調査や効果的なケアの手法を検討するモデル事業等を実施したものでございます。

次に、85ページをごらんください。

事業説明欄4番目の介護保険給付費県負担金148億1,075万3,097円でございます。

これは、介護保険法に基づき、保険者である市町村が行う介護給付及び予防給付に要した経費や要支援、要介護状態になる前から介護予防を推進するため、市町村が行う地域支援事業に要した経費の一部を負担したものでございます。

高齢者福祉課関係の説明は以上でございます。

山口こども子育て支援課長 こども子育て支援課関係の決算状況について、ご説明を申し上げます。

決算附属調書の16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄、福祉生活費の中ほど、児童福祉費の2つ目、児童保護費5,555万533円

のうち、こども子育て支援課分は4,779万3,131円でございます。これは、子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築事業の市町村への助成額が見込みを下回ったことなどにより不用となったものでございます。

次に、23ページをお開きください。

収入未済額についてでございます。

科目欄の1番下にあります分担金及び負担金中、福祉生活費負担金のうち右の課名欄、こども子育て支援課分4,067万8,370円ですけれども、これは、児童を児童養護施設等に入所措置した場合に、保護者等から徴収する児童措置費負担金が、納入義務者である保護者の生活困窮等により、収入未済となったものでございます。

続いて、53ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額について、説明をいたします。

科目欄の初めにあります母子寡婦福祉資金の貸付金元利収入9,696万4,681円についてでございますが、これは、納入義務者である母子家庭等の生活困窮等により、収入未済となったものでございます。

続きまして、事業別説明書の90ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明をいたします。

事業説明欄の3つ目、いつでも児童相談体制整備事業費1,638万8,592円でございます。

この事業は、複雑化・多様化する児童やその家族などの悩みに対応するため、フリーダイヤルによる24時間・365日の電話相談いつでも子育てほっとラインの体制を整備することによりまして、虐待の未然防止と迅速かつ的確な対応の実現を図ったものでございます。

続いて、94ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計の第1目貸付金にございます母子寡婦福祉資金貸付金7,241万4,100円でございます。

この事業は、母子家庭の母及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立や子供の福祉の増進を図ったものでございます。

こども子育て支援課関係の説明は以上でございます。

姫野障害福祉課長 障害福祉課関係の決算状況について、説明申し上げます。

決算附属調書の4ページをお開きください。

歳入決算額の予算に対する増減額についてでございます。

科目欄、中ほどの国庫補助金のうち福祉生活費国庫補助金で減収となったものの1つ目、障がい者福祉施設整備事業費補助金4,961万5千円ですが、これは、平成25年度に国が実施しました緊急経済対策を活用し、就労継続支援A型事業所やグループホームを整備する経費について、一部繰越明許を行ったものでございます。

次に、16ページをお開きください。

不用額についてでございます。

科目欄、福祉生活費のうち社会福祉費の1番下、障がい者福祉費1億540万5,934円のうち障害福祉課分は1億479万1,939円ですが、これは障がい者精神通院医療費給付事業等が見込みを下回ったことにより不用となったものでございます。

続きまして、事業別説明書の95ページをお開きください。

歳出の主な事業について、説明をいたします。

第3款福祉生活費第1項社会福祉費第2目障がい者福祉費の事業説明欄の3番目、障がい者自立支援給付費県負担金47億5,190万6,303円でございます。

これは、市町村が支弁する自立支援給付費、すなわち各障がい福祉サービス事業所等が利用者にサービスを提供した場合に、各市町村が支出する費用の一部を県が負担したものでございます。

次に、96ページをお開きください。

事業説明欄の3番目、重度心身障がい者医療費給付事業費10億3,564万7千円ですが、これは、重度心身障がい者の医療費負担の軽減のため、本人負担分について、2分の1を市町村に補助したものでございます。

説明は以上でございます。

三浦（公）委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部に申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し大きな声でゆっくりと簡潔、明瞭に願います。

事前通告が4名の委員から出されておりますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 大きく2つのことについてお尋ねしますが、まず1つが、発達障がい児支援圏域拠点整備事業及び発達障がい児等心のネットワーク推進事業についてなんですけれども、主要な施策の成果の41ページと42ページに発達障がい児の支援体制について記述されているわけなんですけれども、25年度の取り組みによって発達障がいに関する専門医が十分確保できる体制となったのか、その状況をお伺いしたいと思います。

また、発達障がい児の周囲の方々への理解度、それが高まりつつある状況なのかどうか、教えていただきたいと思えます。

もう1つが、自殺予防対策強化事業についてなんですけれども、主要な施策の成果の74ページに成果等が記載されているんですが、25年度実績としての大分県下の自死者の状況や相談の状況などについてどのような傾向にあるのか、教えてください。

それと、この事業の実施状況に、対面型相談支援事業として、心の健康相談や自殺対策講演会を社会福祉法人大分いのちの電話に委託しているんですけれども、ことしの5月25日付の大分合同新聞に相談員が不足してきているという報道があったんですが、自死予防の観点から、いのちの電話の果たしている役割というのは大きいと思うんですけれども、現状どのようになっているのか、わかれば教えてください。

姫野障害福祉課長 それでは、発達障がいについて、まずお答えをいたします。

発達障がい児への支援に当たりましては、できるだけ早く障がいに気づき、適切な療育を受けることにより、小学校入学後のいじめや不登校などの2次障がいを防止することが重要であります。しかしながら、県下には発達障がいの診断ができる専門医が少ないことや、診断を受けた後に適切な療育ができる施設が偏在しているという問題がございました。

このため、県では、平成24年度から市町村が実施します5歳児健診や発達相談に大分大学医学部附属病院の小児科専門医を派遣する発達障がい児等心のネットワーク推進事業

を実施するとともに、平成25年度に発達障がい療育訓練ができる児童発達支援センターの設置を推進する発達障がい児支援圏域拠点整備事業を実施したところでございます。

その結果、今年度は県下18市町村のうち、大分市、別府市、姫島村を除く15市町で発達障がいの専門医師による5歳児健診等が実施されるようになるとともに、その後の療育訓練を行います児童発達支援センターが県内全圏域――6圏域ございますが、全圏域に設置されたところでございます。こうした取り組みによりまして、各市町において発達障がいに早期に気づき、専門的な療育につなげていく体制が整備されてきておりますが、今後は、5歳児健診や発達相談を県内全域で実施できるよう体制整備を進めていくこととしております。

続いて、発達障がい児に対する理解という点でございます。

発達障がい児等心のネットワーク推進事業では、各地域で発達障がい児の支援にかかわります医師や保健師、保育士、教員等に対して発達障がいの理解を進めるための研修を実施しており、平成24年度に約2千人、平成25年度には約1,700人が受講し、関係職員の理解が進んできているところでございます。

また、各圏域に設置されました児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関のネットワークづくりを進め、事例検討会や研修会などを開催することとしており、こうした取り組みを通じて関係機関職員の発達障がいへの理解が進んでいくものと考えております。

続きまして、自殺関連でございます。

まず、自殺者の状況、相談の状況ということでございます。

警察庁の自殺統計によりますと、平成25年の本県の自殺者は271人で、前年に比べ7名減っており、4年連続減少をしております。相談機関別の相談状況でございますが、大分いのちの電話の平成25年の相談件数は1万2,671件となっており、そのうち自殺に触れた件数は977件で、前年に比べ460件減少をしております。また、県保健所での来所または電話による自殺関連の相談件数は、昨年度151件で、前年に比べ7件増加しております。

続きまして、大分いのちの電話の状況でございます。

大分いのちの電話の実働相談員数は、平成10年の225人をピークに減少傾向が続いており、本年4月では186人となっております。大分いのちの電話は、毎年50人を定員とします電話相談員の養成講座を行っておりますが、ことしは20人の応募にとどまっている状況でございます。

いのちの電話といたしましても、市町村広報誌などにより広報するとともに、受講者の年齢制限を撤廃したり、学生は受講料を半額にするなど受講条件の緩和をするとともに、相談員の確保に努めているところでございます。

今後とも、県といたしましても、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、関係団体とも連携をしながら、地域における自殺対策を総合的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。様子がよくわかりました。

ちなみに、発達障がいの周囲の方々の理解度という中で、1番身近な周囲ということで、

保護者の方々の理解という部分では何か変化があったのかどうかというのを教えていただきたいのと、あと、大分のいのちの電話の実働相談員の方がなかなか維持できないというか、確保できないという状況はわかるんですが、財政的な運営面ではどのような状況か、もしわかれば教えてください。

姫野障害福祉課長 発達障がい児の保護者に対する支援ということですが、保護者の団体といたしまして大分県自閉症協会というのがございます。いろんな療育訓練、それから研修活動等を行っております。

県といたしましては、その自閉症協会が行います療育訓練、療育キャンプ——夏季に行っておりますけれども、そういったものに対する財政的な支援を行っているところでございます。

それから、いのちの電話の財政状況ということですが、2013年度の収支を見ますと、事業活動収入が約1,320万円ほどなんですけれども、この内訳で大きいもの、収入のほうになりますけれども、寄附金収入、これは賛助会費等ですけれども、約800万円という状況になっております。それ以上の細かい内訳はわかりません。

守永委員 済みません、聞き方が悪かったかもしれませんが、保護者の方々の理解度、いわゆる受けとめ方の問題をちょっとお尋ねしたんですが、もしそういったので変化があればということで、わかればということで教えていただきたいと思います。

それと、寄附金収入が主という形で、そういった財源を持つということで、特に財政的に困っている状況はないと受けとめてよろしいかだけ教えてください。

姫野障害福祉課長 発達障がいの保護者の理解度、理解の状況、なかなかちょっとつかみにくいところなんですけれども、やはり支援機関は従来に比べて、いろんな機関、先ほど言いました児童発達支援センター、それから、県内1カ所ですけれども、発達障がい者支援センターがございます。そういった相談機関もふえてきておりますし、相談件数がふえていることは、保護者の理解度、この事業そのものが、早期に気づいて早期の療育、支援につなげるという事業でございますので、そういった意味からも、この事業、5歳児健診、発達相談会を行うことによりまして早期に気づくという、それも実績は上がってきておりますので、保護者の理解というのも少しずつ進んできているのではないかというふうと考えております。

大分のいのちの電話の財政面のことにつきましては、特に私ども支援を求められているということもございませんし、具体的に財政的に困ったことがあるということは今のところ聞いてはおりません。

以上です。

酒井委員 主要な施策の成果の76、77ページの福祉・介護人材確保対策事業に関連して、介護職員の処遇改善について、お尋ねをいたしたいと思います。

ご案内のとおり、有効求人倍率が全国で1.1ですか、大分県においては0.92ということで非常に就職率が向上しております。そうした中、2009年に処遇改善交付金が始まり、現在、介護職員処遇改善加算が介護報酬に組み込まれて、処遇改善なり賃金改善もかなり進んでおるといふふうにお聞きをしております。研修等もですね、人材確保の研修で、今この中ではそれなりの成果が出ておるといふふうにお聞きをしておりますけれども、ご案内のとおり、介護職員については求人はあるものの、就職をしても早

期の退職等でなかなか処遇改善が進んでいない現状だというふうに私は認識をしております。

そこで、そうした賃金改善の状況について、25年度における把握はどのようにできておるのか、さらには、介護労働者の定着状況がどのようになっておるのか、2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

後藤地域福祉推進室長 福祉・介護人材確保対策事業に関係するご質問につきまして、まず、私からお答えさせていただきます。

まず、賃金の改善状況についてでございますが、公益財団法人であります介護労働安定センターが実施しました平成25年度の介護労働実態調査によりますと、昨年9月の県内の介護労働者の平均月給は21万5千円でございます。平成21年と比較しますと、平成21年が20万2千円でございますので、改善が見られているところでございます。

次に、介護労働者の定着と人材確保の現状とのご質問ですが、介護労働安定センターの同じ調査におきまして離職率についても調査をしております。昨年は15.1%でありまして、この取り組みを開始した年であります平成21年の20.5%に比べましてこの離職率は低下してきております。介護労働者の定着は、徐々にではありますが、進んでいるものと考えております。

また、大分労働局の調べによりますと、昨年の介護労働者の有効求人倍率は、全国が1.91倍に対しまして本県では1.07倍ということで、本県におきましてはおおむね人材が確保できていると思われまます。

なお、統計的にはこのようにおおむね良好ではありますが、やはり施設によっては必要な人材が確保できていないということもございますので、若い世代や介護福祉士の資格を持ちながら仕事についていない、そういった方々に対する職場体験や、人材マッチングですね、そういった事業を引き続き行いまして、介護人材の確保と定着を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

酒井委員 かなり改善がされておると思います。個々によって、各市町村ごとでかなり差があると思うんですけど、県としてこの実態把握の調査とか、そうした権限はあるんですかね。それと同時に、今度、平成27年度から介護報酬の改定がなされます。その中に、やっぱりこの処遇改善加算の継続なり加算の引き上げ等についてはどのように考えておるのか、その点についてお尋ねをいたします。

飯田高齢者福祉課長 介護職員の処遇改善加算の関係について、お答えをいたします。

処遇改善加算制度につきましては、平成24年度から26年度まで、今年度までの3年間、介護報酬の加算ということで、今、報酬の中で組み込まれております。これにつきましては、来年度以降どうするかということが、今まさに国の社会保障審議会の中でも議論をされております。私ども、まだ検討の過程ということで詳細な内容については届いておりませんが、当初、この加算制度を創設する際は、3年間は加算で、27年度以降は本体のほうにというような国の説明がございましたけれども、今、審議会の中ではそのあたり、加算の継続なのかということも含めて、今、議論をされているというふうに聞いております。

以上でございます。

竹内委員 よろしくお願ひします。4点あります。

まず、成果のほうの36ページ、保育所等、各市町村に施設整備を補助しまして、だいぶ整ってきたということですが、現在の待機児童の数は市町村ごとにどの程度でしょう。特におくれているところはどの市町村でしょうか。

三浦（公）委員長 竹内委員、一括質問方式となっておりますので。

竹内委員 済みません、次に成果の38ページ、児童虐待についてですが、相談件数が1,442件と多数にわたっています。それは、重症度はどの程度で、特に危険が感じられるような件数は何件あったのでしょうか。そして、そういう件につきまして、どのような手順で処理を行っているのでしょうかが第2点。そして、発達障がいや精神障がいの母子ともに絡んでいるケースはどの程度あるのでしょうか。

3点目の質問は、成果の40ページです。届け出をしないで事実婚のまま各種の手当を受けている母子家庭が結構、私のほうに情報として入ってきます。そして、なかなか役所でもそれは指導をしにくい、周囲の方も通報しにくいということで、母子家庭で頑張っている方から不満の声で私のほうにご相談があります。そのとき、どんなふうに対応して、私どもはどう答えたらいいのだろうかということをお尋ねします。それから、把握しておられるそういう件数があつたら教えてください。

最後に、医療費をできるだけ無料にという方法をとっておられますが、成果の47ページにもその結果が出ているんですが、やはり竹田市の例に見ますように、予防接種をきちんと無料化して行くと1番出生率が上がるという結果が出ておりますので、その辺はどの程度進んでいんでしょうか、それが4点目です。

以上です。

山口こども子育て支援課長 それでは、私のほうから初めの3点について、お答えをいたします。

まず1点目、市町村ごとの待機児童の数でございますけれども、厚生労働省の定義によります待機児童数の調査、毎年4月と10月の年2回実施するということになっております。

昨年を見ますと、平成25年4月1日の待機児童数は、大分市が89人、九重町が6人の合計95人となっております。また、去年の10月1日の調査によりますと、大分市が134人、中津市が54人、佐伯市が18人、豊後大野市が8人、九重町1人の合計215人となっております。

1番最近のこし4月1日の調査によりますと、大分市のみ42人という数字になっているところでございます。

続きまして、児童虐待の相談件数の内訳等についてでございます。

委員ご指摘の、市町村における児童虐待相談対応件数1,442件でございますが、その内訳は、市町村が面接指導を行った者が1,355件、一時保護が必要などの理由で、みずから対応することが難しいということで児童相談所のほうに引き継いだケースが39件、その他が48件というふうになっております。

こうしたケースに対する市町村における対応の手順でございますが、一般的に、まず、相談を受け付けた後、保護者や子供の面接、あるいは関係機関からの情報収集などによりまして調査を行います。次に、調査結果に基づく子供や家庭についての問題点、あるいは

課題についての見立てを行います。アセスメントを行うと。そしてその後、必要な援助を行うというような手順になっております。

また、相談件数のうち、発達障がい、あるいは精神障がいの関係しているケースについては、統計上区分されていないために、その数は不明でございますけれども、いずれにいたしましても、虐待の要因としては、保護者の精神的不安定に起因する保護者側の要因であるとか、あるいは育てにくさを感じる子供側の要因であるとか、あるいは経済的困窮といったさまざまなものがございますので、今後とも、さまざまな課題を抱える親と子供に対し、市町村と連携しつつ、きめ細かな対応に努めてまいります。

3点目の母子家庭に対する手当の問題ですけれども、母子家庭などへの経済的支援でございます児童扶養手当、これは父母が婚姻を解消した児童などを監護している母や父、養育者に対して支給をされるものでございます。

ここで言う婚姻には、法律上の婚姻のほか、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある、いわゆる事実婚も含まれるということになっております。この事実婚でございますが、原則として同居していることを要件としておりますが、頻繁に定期的な訪問がある、かつ、定期的に生計費の補助を受けている、こういう場合は同居していなくとも事実婚が成立しているものとして取り扱うということになっております。

県では、町村部の児童扶養手当の支給決定を行っておりますけれども、ご指摘のような情報もたらされた場合には、町村の担当職員が住民票を確認するとともに、受給資格者との面接や家庭訪問を行いまして実態を把握しております。その結果、事実婚が確認されれば児童扶養手当の支給を打ち切るほか、場合によっては、既に支給された手当の返還を命じるということによりまして、手当の適正な支給に努めているところでございます。

その件数についてお尋ねがございましたけれども、ここ5年間の児童扶養手当の返還例、これは県が担当しております町村分に限る数字でございますが、返還例がここ5年間で7件ございます。そのうち、事実婚によるものが1件、年金受給によるものが6件ということになっております。

私から以上でございます。

内田健康対策課長 では、私のほうから予防接種の無料化につきまして、ご説明をさせていただきます。

予防接種法に基づきまして、子供の定期予防接種につきましては、平成25年度から国が市町村への交付税措置を費用の約3割から9割に引き上げておりまして、現在、全ての市町村で無料で実施をされております。

高齢者の予防接種につきましては、一部自己負担がありますけれども、全ての市町村で助成を行っております。

なお、この大人の分につきましては、生活保護世帯については全て無料となっております。

また、任意予防接種につきましては、おたふく風邪は8市村で全額助成、4市町で一部助成を行っております。B型肝炎ワクチンにつきましては、3市村で全額助成、1市で一部助成を行っております。ロタウイルスワクチンにつきましては、1村で全額助成、1市で一部助成を行っております。成人の風疹ワクチンについては、1村で全額助成、11市で一部助成というような状況になっております。

以上でございます。

竹内委員 ありがとうございます。

まず、待機児童ですが、数が非常に動いておりますのはどのような事情によるのかを再質問します。

それから、2番目の問題ですが、私はスクールソーシャルワーカーとか地域ソーシャルワーカーというのをもっと充実すべきではないかと思っています。社会資源の利用法をよく知っていて、そのような方にコーディネートをしていただくと、発達障がいがあったり、いろんな問題を抱えているときに、どこにどう相談するかが非常によくわかります。私もちょっとソーシャルワーカー的な資格を持っていますので、やっていると、どうも相談窓口ではその辺が弱いなという感じを受けていますので、その辺についてご示唆をお願いします。

児童扶養手当につきましては、県が把握しているよりかなり事実婚でありながら手当を受けている。そのために、自動車の買い換えを行ったり、住居の転居を行ったりしているという情報が私のほうには入っておりますので、取り締まるというんではないので、就労へ向けて支援をするなり、届け出を事実婚で、なかなか難しいかもしれませんが、不公平感がないようにお願いをします。

それから4つ目は、少しずつ整っているのはわかりますが、もう少し絶対必要な予防接種の必要度を精査して優先順位を決めていく必要があるかと思っていますが、いかがでしょうか。

以上です。

山口こども子育て支援課長 1点目の待機児童数の推移ということでございますけれども、保育所は基本的に、まず4月に入所して行って、それからどんどん入所の数がふえていきまして、翌年の4月になりますと、また1つ上の学年に上がるということになっておりますので、4月と10月を比較しますと10月のほうが構造的に子供の入所数が多いと、そういうような構造的な要因がございます。

そうした中で、例えば、同じ4月だけを比べていきますと、平成20年度から25年度まではずっと増加傾向にございましたけれども、26年度は若干の減少傾向ということで、これは保育所を整備してきた成果が一定程度あらわれているものと思っております。

それから、2点目の虐待防止についての地域の支えということでございますけれども、当課といたしましては、まず、この虐待の疑いがある家庭が利用する施設として一番可能性があるのが保育所ということでございます。保育所に実際に通っている中で、どうも様子がおかしいんじゃないかというようなことに保育士さんが気づくかどうかということもあるわけでございます。

したがって、当課としては、今年度からこうした保育所における保育士さんの質を高めていく、虐待対応も含めて専門的な素養を高めてもらうということで、こうした保育士に対する専門的な研修の実施ということに取り組んでいるところでございます。

それから、3点目の母子家庭に対する扶養手当の問題ですけれども、これは委員ご指摘のとおり、まさに母子の就労支援を通じた自立を促進していくということが大事でございますので、本課といたしましては本年度からこの自立支援プログラムの策定ということに力を入れることにしております、そのための相談員というのを母子生活支援センターに

配置をしているところでございます。

以上です。

内田健康対策課長 予防接種の優先順位についてのお尋ねでございます。

現在、定期予防接種につきましては、子供のものにつきましては8種類、12疾患につきまして定期化がなされております。現在、国のほうの予防接種の部会におきまして、ほかに定期化が望ましい予防接種がないかというような検討が行われておりまして、その中で、現在のところ言われておりますのがロタウイルスでありますとか、あるいはおたふく風邪、それからB型肝炎、そういったワクチンにつきまして定期接種化が望ましいというようなことが言われております。

そういったものについて、今後も順次定期化がなされていく予定と聞いてはおりますけれども、つい最近では平成25年度にHib、小児用肺炎球菌、それから子宮頸がんワクチンにつきまして定期接種化が行われました。こういったものが今後も行われていくものであろうというふうに考えております。

以上でございます。

竹内委員 おおむねよくやったださっていると思えました。ありがとうございます。

それで、保育士さんに期待するものですね、保育士さんはほとんど子供についているので、なかなか余分のことを身につけるのが大変だと思うんですね。だからまず、虐待を発見することが保育士さんの仕事ですが、その後はやはりソーシャルワーカー的なものも含めまして、相談窓口をより充実するようにお願いします。

以上です。ありがとうございます。

平岩委員 通告してある分、質問いたしますが、児童養護施設退所者等支援強化事業についてです。これが、成果のところを見ると相談件数が平成23年が90件、24年が361件……

三浦（公）委員長 済みません、ページ数を明らかにしてください。

平岩委員 39ページです。

三浦（公）委員長 資料は主要な施策の成果でよろしゅうございますか。

平岩委員 はい、そうです。主要な施策の成果の39ページですが、児童養護施設退所者支援強化事業で、相談件数が物すごく上がってきているんですね。これは本当に困っている人がいるということと、いろいろなことが周知されていて相談できるようになっていると思うんですけれども、県内の児童養護施設を18歳で退所される人たちというのは、恐らく年間に30人ぐらいかなと思うんですけど、この相談件数がとても多いんです。それで、相談者の年代はどういうものなのかというところ。それから、具体的な相談内容をどう把握されているのかなということ。それから、清静園に委託をされているようなんですけれども、相談員は何人で、これで足りているのかなというところ。それから、ソーシャルスキルトレーニングというのも打ち出されていて、これがとても安定してきたというふうに書かれてあるんですけれども、その効果はどういうものがあるのかということもお聞きをしたいと思います。

それから、委員長、私、通告していないんですけれども、1点聞きたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

三浦（公）委員長 もちろん。どうぞ。

平岩委員 決算附属調書の16ページに、障がい者福祉費が1億540万5,934円見込みを下回ったというふうに書かれてありまして、この障がい者精神通院医療費給付事業費というのが、この障がい者というのは知的障がいと身体障がいと精神障がいも含めた方たちのことなのかなというところが1点と、かなり額としては大きいんですけども、見込みを下回った理由は何なのか、もしかしたらその方たちが受診を控えているのか、それとも受診した後に医療費をこれだけかかりましたと提出をする、そのことがなされていないのか、そこらあたりが1億円以上のお金が見込みを下回ったという、その背景は何なのかというところを、済みません、急で申しわけありませんが、教えていただきたいと思えます。

山口こども子育て支援課長 まず、児童養護施設退所者等支援事業について、お答えいたします。

この事業は、児童養護施設を退所した子供たちが自立をしていけるように支援をしていくというものでございますが、その相談者の年齢でございますけれども、この年齢については施設を退所して間もない10代の後半、これが一番多くなっておりますけれども、20代になってから相談に来られる方も若干おられます。

どういった相談が多いかということでもありますけれども、平成25年度、536件、相談があったということもございますが、この内訳を見ますと、最も多いのが生活相談、これが42%、227件でございます。生活相談というのは、日常生活についての相談であるとか、買い物、あるいは通院の問題であるとか、あるいは引っ越しの問題であるとか、そういった生活に関する相談が最も多くなっております。次に多いのが就業相談ということで、これが23%、121件ということになっております。次に多いのが金銭相談、34件、6%などとなっているところでございます。

それから、このセンターの職員でございますが、職員はセンター長が1名、支援員が4名の計5名体制となっております。この支援員4名ですが、2名は主に子供が在籍していた児童養護施設の職員と協力をいたしまして家庭訪問などを行うという担当になっております。残りの2名は、主にセンターにおいて来所相談、あるいは電話による相談といったことに対応しております。

また、ソーシャルスキルトレーニングでございますが、これは児童養護施設に今入っている高校生たちを対象にいたしまして、仕事であるとか、マナー、あるいは金銭管理といったことについてのトレーニングを行うと、こういうものでございますけれども、この実施後の参加者に対してアンケートを行ったところ、子供たちからは、ひとり暮らしは不安だけれども、きょうの演習に参加してためになったと、あるいは、コミュニケーションの大切さがわかったといった答えが寄せられておりまして、前向きな感想が寄せられておりますので、自立に向け一定の効果があったのではないかとこのように考えております。

以上です。

姫野障害福祉課長 委員からお尋ねの決算附属調書16ページ、不用額でございます。決算附属調書16ページの中辺の障がい者福祉費、障がい者精神通院医療費給付事業費等が見込みを下回ったことによるその理由ということでございます。

この制度、少しご説明を申し上げます。

障害者総合支援法に基づきまして、精神障がい者が精神科の医療機関に通院した場合に、

通常であれば一般の保険で7割の給付がされます。残りの3割について1割まで自己負担を軽減するために、そのままいきますと2割部分をこの精神通院医療費として給付をするという制度でございます。もちろん所得制限がありますので、1割を全ての方が負担するということではございませんけれども、一応制度的にはそういうふうになっております。当然、医療費ですので、全体といたしますと精神の通院医療費だけで約27億円ぐらいの年間の金額になっております。

今回、不用額が多く出たんですけれども、この受給者数を見ますと、現在25年度で約1万6,300人ぐらいおります。こういった方々に対する給付額でありますし、毎年大体10%ぐらいの伸びを示しております。受給者数ですね、それが10%ぐらい伸びております。ですので、医療費でありますので、予算上はその伸びを当然見込んでおりますので、全体の金額が大きいというのと、毎年伸びておりますので、その分を予算上見込みましたので、その金額、不用額がこういった額になったということでございます。

受診控えというお話しありましたが、これは実際の負担額かなり——所得により減額もされておりますので、毎年ふえているというところを見ましても、そういったものはないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

平岩委員 ありがとうございます。急に質問して申しわけありませんでした。

わかりました。これは精神の方だけで知的や身体障がい者のことではないということなんです。で、26億円あるということで、わかりました。また勉強させていただきます。

児童養護施設の退所児童の支援ですけれども、やっぱりソーシャルスキルトレーニングって大事なんだなと実感をしました。

というのが、この前聞いた話なんですけど、施設の子供が結婚をして、女性のほうが施設出所者の方で、カレーライスをつくったと。次の日に夫が「残っているカレーライスを食べたい」と言ったら、「もうないよ」と言ったんだそうです。「どうして」って言ったら、「捨てちゃった」と言うんですよ。「なぜ」と言ったら、施設ではカレーをつくっても次の日に食べるということがないんだそうですね。家に鍵をかけて出かけるということも、子供たちはそういう生活を全然していなかったんだと。だけど、世の中はそんなふうには動いていないということを知っていくのがこの制度なんだなとつくづく思ったんです。だから、いろいろこれから巣立っていくのに本当大変なことがいっぱいあると思うんですけど、また支援をしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

三浦（公）委員長 以上で事前通告があった委員の質疑が終わりました。

次に、事前通告をされていない委員で質疑があればお受けしたいと思っております。

江藤委員 大変、通告なくして申しわけありません。

私の質問は2点なんですけれども、まず1点は施策の成果の71ページ、健康寿命についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

例えば、きのうの新聞ですか、男性が71.19歳で、女性が74.21歳という新聞記事が載っておりました。ただ、この中にありますように、大分県は平均寿命は47都道府県の中で大体、女性が4位で男性が8位ぐらいじゃなかったと思うんです。平均寿命なんです。ところが、健康寿命になりますと、男性が38位か39位ぐらいだったと思うんですが、女性も34位ぐらいじゃなかったかなと思います。

そこで、新聞の内容を見たんですけれども、政府の方針は2020年度までに一応健康寿命を1歳以上引き上げるという方向になっているんですよ。ですから、私も地元では老人会の会長をさせられているものですから、去年から、もう長生きもあれだけれども、みんなチューブにつながれて病院で寝ちよったって楽しみは何もねえぞと、チューブにつながれんように健康維持をしていこうじゃねえかというのは、去年からやっているんですよ。

それは何かというと、まず、いろんな集会でラジオ体操を始めて、うちはやっぱりグラウンドゴルフあたりもみんな出てこいと言いながらやっておりますけれども、そういった方向ですから、国が言うなら、20年度までに1歳以上引き上げるということになったときに、私の願いは、大分県としてこれをPRしてほしいんですよ。平均寿命も大事ですよ、早う死ねと言うと悪いから、平均寿命は大事です。だから、健康寿命を延ばしていこうじゃないですかというやつを徹底的に各機関で触れ込んでいただきたいと。そうならば、県下の老人会の皆さんも、やっぱり寝込むのはよだきいから、そんならやるかなと。こういったことは、多くの老人会の会員も出てくると思いますので、何かいい方法を、国が1歳以上というなら、大分県は空気もいい、食べ物もおいしいんだから2歳以上ぐらいの方向を出したっていいと思う。その努力をしてほしいという方向でお願いしたいのが1点です。

それからもう1点は、事業説明書の76ページ、原爆被爆者対策事業費の予算は約2億7,800万円上がっております。この問題で、今、大分県下で原爆被爆者は何人いるのか。そして、高齢者の方ばかりと思うんですけれども、最低何歳ですかとかいう答えは要りませんから、大体平均年齢はどのぐらいですよということを知りたい。

以上です。

内田健康対策課長 ではまず、健康寿命についてお答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、本県平均寿命は男性で8位、女性で9位、これは平成22年のものでありますが、ところが、健康寿命につきましては39位とか34位ということで余りよくないということがございます。

そこで、大変ありがたい話でありまして、健康寿命を延ばすということで、現在、県でも生涯健康県おおいた21という健康増進計画、これを昨年度、改定いたしまして、新たに取り組みを進めて、その中で大きな柱といたしまして、この健康寿命の延伸ということと健康格差の縮小というのを掲げまして取り組みを始めたところでございます。

昨年度は、普及啓発として健康フェスタ等に取り組みさせていただきましたが、確かにまだまだ浸透がなっていないところはあろうかと思えます。さらに努力をして、2歳上げるというようなことも含めて進めていきたいというふうに考えております。どうかご支援のほどよろしくお願いたします。

それから、原爆被爆者につきましては、現在、年々数は減少してきております。平成20年度には原爆の被爆者手帳をお持ちの方が929名おりましたが、現在、25年度末で720名ということで、5年間で209名ほど減っております。これはもうお亡くなりになっているということでありまして、ちょっと平均年齢というのは、今持ち合わせておりませんが、ほとんどの方が80歳を超えているというふうな状況で、例年、被爆者の方々の総会が開かれているんですが、それもなかなか開催が難しくなっているというふうな状況になってきております。

お答えは以上でございます。

江藤委員 ありがとうございます。

三浦（公）委員長 よろしゅうございますか。

それでは、次に質疑のある方は挙手願います。

吉岡委員 済みません、単純な制度的な内容です。

主要な施策の82ページの災害備蓄物資拡充事業の中で、これは5年間でこの目標の数だけいろんなものを最終的に品目をそろえるということなんですけど、29年度で全て達成なんですけど、この後ですね、ずっと毎年、29年以降は消費期限が切れたものに関しては1年ずつ入れかえていくと思うんですけど、要らなくなったものというのはどういうふうに処分されるのか、ちょっと教えてください。

後藤地域福祉推進室長 現物備蓄の使用期限、あるいは消費期限後の処理をどうするかというご質問にお答えいたします。

今現在も既にアルファ米などについては備蓄をしております、それについてはつい最近、更新をしたところでございますが、教育委員会と協議をいたしまして、学校現場でのいろんな防災教育ですね、防災キャンプだとか、そういったものに活用をしてもらうことといたしました。

また、これ以外に、カイロとか、そういうものもありますけれども、それにつきましてはボランティアセンターにお話をしまして、そちらでまだ使用可能だということで、必要な方にボランティアセンターを通じて活用いただくという対応をしております。

それから、挙げているもの以外に粉ミルク等もございます。粉ミルク等については少し早目に、消費期限よりもかなり早目に切り替え、更新をしまして、乳児院などにこちらから寄贈をしているところでございます。

また、今後これから備蓄の量がかかなり多くなりますので、この品目をどのように更新していくのか、有効な活用については広くその方法についていろんなところと協議をして決めていきたいと考えております。

以上です。

吉岡委員 どうもありがとうございました。

教育委員会と連携されるということを知りましたので、防災教育はこれからの子供たちにしっかり引き継いでもらうためにも、さらに有効活用をよろしく願いしておきます。

以上でございます。

戸高委員 済みません、すぐ終わります。

83ページの健康危機管理対策推進事業なんですけど、これはなかなか、ここに書いてあるとおり、この指標というか、目標、評価というのがしづらい項目なんですけど、ただ、かなりいろんな、防疫体制も含めて、県としてもっと体制を整えなければならないんじゃないかという声も多く聞こえてまいりました。何らかの対応の評価も一応設けたほうがいいんじゃないかというふうにとちょっと感じましたものですから。

それともう1点、この表のところなんですけれども、人件費は100万円で、ずっと横に100万円、100万円、100万円、23、24、25、26年になっているんですけども、職員数が0.1人、0.1人、25年度は1千人になっているんですけども、これはちょっと見方がわからないんですけど、何らかあるのかなと。済みません。

内田健康対策課長 その表の1千人は間違いではないかと。申しわけございませんでした。

戸高委員ご指摘の危機管理体制でございます。やはり危機が起こったときには結構強化はされるんですが、なかなかその危機に、平常時から準備というのは確かに難しい面がございまして、そういったご指摘だろうと思います。

そのために、私どものほうでは保健所なり、あるいは県庁もそうです、あと市町村なんかも含めまして、危機管理に当たるような人員を一応あらかじめ決めておいて、そういった者に対する研修、これを継続的に行うというようなことで、一応体制は日ごろからとおこうというような努力はしているところでございます。それ以上のことも必要だろうとは思われますけれども、現状そこぐらいまではさせていただいているということで、今後また、さらなる強化のことについては研究をさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

三浦（公）委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、時間もありますので、次に移ります。

事前通告が1名の委員外議員から出されておりますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 こども子育て支援課ですね、主要な施策の成果の33ページ、大分にここに保育支援事業についてであります。

これは制度的に非常にいいというのが各事業所の反応なんですね。しかし、17市町村、18の17とか4とか非常にばらつきがあるんですね。そういうふうには実施していない市町村、多分、財政的な問題が1番大きいんだと思うんだけど、そういう原因というのと、あわせて、こういう市町村には県にかわるような何か独自の助成があるんだらうかというふうに思いますし、また、今後継続する場合には、この市町村に対して当然やってほしいという要請等はしていくと思うんだけど、そこら辺の考えはどういうふうになっているのかと。

ある方から、26年度は当然あるんだけど、27年度については新たな保育支援制度が発足するので、どういうふうな内容になるかちょっとわからないというふうなことが聞かれたものだから、27年度、何かこういう計画が、この事業がそのまま進むのかどうかということも含めて教えてください。

もう1つは、主要な施策の成果の53ページ、老人福祉施設整備事業、特養の整備床数ですね。これで5,712床に対して5,683床整備をされておりますけれども、その当時の特養の入所申し込み者というのは大体6,200人おったわけですね。ことしの6月でも5,547人いますし、26年度の延べ整備床数も、計画的には2,828床というふうになっているんですけども、今後当然全て入るという状況じゃないと思うんですけども、今後の対策はどうかと。待機者というのが解消できるのかどうかということを教えてください。

以上です。

山口こども子育て支援課長 にここ保育支援事業についてでございますが、この事業は子育てに関する経済的負担を軽減するというところで、3歳未満児の保育料につきまして、第2子は半額、第3子以降は全額を減免するという制度でございます。

議員ご指摘のとおり、この事業を実施していない市町村が一部にございます。その理由でございますが、市町村では独自に第1子を含めた保育料の軽減というのを行っているということもありまして、議員ご指摘のとおり厳しい財政状況の中で本事業の対象の拡大に踏み切れないという市町村があるのではないかと考えているところであります。

なお、大分市では独自に第3子以降の保育料の軽減というのを行っているということでございます。

県といたしましては、この事業が県内で広く実施されるように、市町村を訪問しての依頼であるとか、あるいは市町村説明会での対象の拡大の呼びかけなどを行ってきているところでございますけれども、その結果、25年度から中津市で新たに認可外保育施設を対象とする第3子以降、これに対象が拡大されたということになっております。

また、来年度の継続についてでございますが、来年度予算につきましては今後の予算編成過程の中で検討してまいります。

飯田高齢者福祉課長 特別養護老人ホームに対します入所申し込みの状況、その今後の対策ということでのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、ご説明のとおり、本年6月1日現在で特別養護老人ホームの入所申し込み者は5,547人というふうになっておりますけれども、その内訳を見ますと、老人保健施設でありますとか、病院等に入っていない、いわゆる在宅の方につきましては2,289人となっております、さらにこのうち、入所の必要性の高いと思われ在宅で1年以内の入所を希望される方につきましては918人というふうになっております。

一方、新規に入所される方は毎年、約ですけれども、1,600人程度というふうに見込んでおりますが、全体としてはある程度バランスがとれているのではないかとというふうに考えております。

ただ、今後、75歳以上高齢者を中心に非常に高齢化も進んでまいります。現在、第6期のゴールドプランの策定作業に着手をしております。市町村におきましても、介護保険事業計画の第6期の策定作業に着手をしておりますので、今後、市町村が実施をいたしましたニーズ調査等に基づきまして、サービス見込み量の積み上げといたしますか、その見込み量をもとに、必要なベッド数を今後見込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員外議員 子育て支援の場合、主要な施策の成果の中では「現状維持」ということが書かれております。確かに27年度は予算編成で、今から具体的にそうしていくんでしょうけれども、当然この制度そのものが、廃止とか、そういうことは基本的には考えていないという認識でいいんだと思うんですけれども、ちょっとそこら辺を再度聞かせてください。

それと、特養の入所の関係なんですけれども、九百十何名が1年以内の入居希望と。この方々は多分市町村でかなりばらつきがあると思うんですよ、大分市とか別府市は申し込み者が多いとかね。そういうふうな状況はあるんだけれども、そういう地域別のことを考えなくても、こういう方々は基本的に1年以内に入れるというふうな認識でよろしいんでしょうか。再度その分だけお答えください。

山口子ども子育て支援課長 来年度についてでございますけれども、大分県は、ご案内のとおり、子育て満足度日本一というのを掲げておりまして、その中で、子育ての経済的負

担の軽減ということは、これは重要な課題であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、来年度予算につきましては今後の予算編成の過程の中で検討するというように考えております。

飯田高齢者福祉課長 市町村別の入所申し込み者、そこについては当然ばらつきと申しますか、やはり大分市が多いということで、当然、市町村、また圏域単位で見ましてもばらつきがございます。

今まさに市町村のほうで第6期の計画に向けまして、ニーズ調査、ほぼこれが完了したというふうに聞いておりますので、来週以降、市町村に対するヒアリングを私どもも行いながら、県の計画、それから市町村の計画の整合性をとる、そういった作業を本格化させていきたいというふうに思っております。

当然そういった検討の中で、特別養護老人ホームにつきましては、いわゆる広域型の特別養護老人ホーム、それから市町村が整備をします地域密着型の特別養護老人ホームがございますので、全体としてバランスがとれた整備、そういったところに注意をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

三浦（公）委員長 それでは、ほかに委員外議員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは質疑もないようですので、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

三浦（公）委員長 それでは、これより決算審査報告について、内部協議に入ります。

先ほどの福祉保健部の審査における質疑などを踏まえ、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見、要望事項等の取りまとめについて、協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたら、お願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは委員長一任と申しますので、審査報告の取りまとめにつきましては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に一任願います。

以上で、福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔警察本部入室〕

三浦（公）委員長 これより、警察本部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、取り決めの範囲内の時間となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

警察本部長及び関係部課長の説明を求めます。

奥野警察本部長 平成25年度における主要な施策の成果について、ご説明いたします。

まず、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の施策である犯罪に強い地域社会の形成の目的を達成するための施策で、2つの事業がございます。

お手元の冊子の平成25年度における主要な施策の成果の259ページをお開きください。

1つ目は、地域防犯力強化育成事業についてであります。

この事業は、スクールサポーターの配置と防犯情報の提供を行う事業であり、平成25年度の決算額は2,041万円です。

事業の内容は、事業の実施状況にありますとおり、非行防止等専門知識を有する嘱託職員であるスクールサポーター8名による学校に対する支援・助言活動と、大分県警察電子メール情報配信システム、通称まもめーるによる防犯情報の提供です。

事業の成果等ですが、スクールサポーターについては、学校等の要請に応じて、児童や生徒の非行問題やいじめに関する助言や不審者侵入訓練を実施しました。

まもめーるでは、子供に対する声かけ事案や特殊詐欺の発生状況のほか、認知症など行方不明老人の手配なども含め、タイムリーに注意喚起情報を配信し、犯罪被害の拡大防止に努めました。

成果指標につきましては、刑法犯認知件数の6,290件であり、目標の8千件以下を達成し、その達成率は121.4%となっております。

総合評価につきましては、今後の方向性を「現状維持」としております。

スクールサポーターについては、昨年度から県内を6ブロックに分割し、拠点配置しており、今後はさらに学校現場と緊密な連携を図った活動を実施するとともに、積極的な広報により、まもめーるの登録者拡大を行い、被害拡大の防止を図って行きたいと考えています。

次の260ページをお開きください。

2つ目は、被害者支援事業です。

この事業は、公益社団法人大分被害者支援センターによる相談・支援事業や被害者支援を啓発する事業であり、平成25年度の決算額は664万8千円です。

事業の内容は、事業の実施状況にありますとおり、支援センター職員による被害者からの相談受理や付き添いなどの支援事業、臨床心理士や弁護士など専門家による相談・支援事業のほか、犯罪被害者の支援を啓発するための講演会の開催であります。

事業の成果等としましては、支援センターを通じて、電話・面接等による相談受理や裁判所への付き添いなどの直接支援を実施し、犯罪被害者等の精神的負担軽減を図ることができました。

また、犯罪被害者の家族による講演会を開催し、広く県民に犯罪被害者への支援意識高揚を図ることができました。

成果指標につきましては、相談受理と直接支援の件数である333件です。ただし、相談受理件数等は目標を定めるものではないため、目標値の設定は行っておりません。

総合評価につきましては、今後の方向性を「現状維持」としております。

犯罪被害に遭われた方は、身体的・経済的な負担のほか、悲しみや苦しみなど精神的にも大きな負担を抱えており、それらを少しでも軽減すべく、警察では被害者支援に取り組んでおります。

しかしながら、犯罪被害者等が抱える事情に即した、より柔軟で、かつ迅速な支援が行える民間の支援団体による活動も不可欠であるため、支援センターによる被害者支援体制を維持する必要があります。

これまでも、支援センターの活動に関する広報や講演会の開催方法などの改善・見直しを行ってきておりますが、今後も効果的・効率的な活動が図れるよう取り組んでまいります。

次に261ページをごらんください。

交通安全施設整備事業についてであります。

この事業は、安心・活力・発展プラン2005の施策である安全で快適な交通社会の実現の目的を達成するために、信号機や道路標識などの交通安全施設を計画的に整備する事業であります。

事業の内容は、事業の実施状況にありますとおり、ゾーン対策の推進、歩行空間のバリアフリー化の推進、事故危険箇所対策の推進、交通円滑化対策の推進を行いました。

これら事業の平成25年度の決算額は、8億4,266万5千円であります。

事業の成果等としては、高齢者の事故防止を図るため、生活道路における道路標識・表示の高輝度化を実施するとともに、ゾーン30規制の実施、信号機の新設・高度化を推進するなど、交通環境の改善を行いました。

成果指標につきましては、交通事故死傷者数は7,558人であり、目標値7,500人以下に対する達成率は99.2%となっております。

本事業の総合評価は、「事業内容の拡充」としております。

第9次大分県交通安全計画に掲げています、交通事故死傷者数を最終年度である平成27年度までに年間6,500人以下とする目標の達成に向け、交通安全対策をさらに推進していきたいと考えています。

信号機等交通安全施設の整備は、交通事故防止の効果も高く、県民からの要望も多いことから、今後も計画的に整備してまいりたいと考えています。

姫野会計課長 平成25年度一般会計決算のうち警察本部関係につきまして、ご説明いたします。

お手元の平成25年度決算附属調書をごらんください。

最初に、歳入決算額の予算に対する増減額についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

国庫支出金のうち、警察費国庫補助金6,072万円の増収は、別府警察署整備事業が順調に進み、25年度分の補助対象経費が増額になったことによるものでございます。

次に収入未済額についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

諸収入のうち、延滞金の警察本部会計課分14万1,900円及びその下の過料等1,274万4千円は、放置違反金に係るものでございます。

これらの収入未済金につきましては、訪問徴収などにより、本年8月末までに109万2千円を徴収しております。

25ページをごらんください。

雑入の警察本部会計課分137万318円は、交通信号機改良工事の請負業者の倒産に

伴う前払金利息債権 7 2 万 5, 0 6 2 円などの収入未済金でございます。

次に、歳出関係の不用額についてご説明いたします。

前のページに戻り 2 0 ページをお開きください。

警察費の不用額は、警察本部費 7, 8 1 1 万 4, 9 0 2 円を初め、装備費、警察施設費、運転免許費及び警察活動費に記載のとおりであり、その理由は給料や電話使用料等の所要額が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものでございます。

次に、事業別の決算状況を別冊の平成 2 5 年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書によりご説明いたします。

3 3 5 ページの平成 2 5 年度歳出決算総括表をお開きください。

第 9 款警察費は、予算現額 2 5 3 億 6, 4 0 6 万円、支出済額 2 5 0 億 7, 6 9 5 万 6, 5 6 3 円、翌年度繰越額 1 億 6 7 2 万 1 千円、不用額 1 億 8, 0 3 8 万 2, 4 3 7 円でございます。

3 3 7 ページをお開きください。

決算の内容につきまして、先ほど主要な施策の成果でご説明したものを除き、主なものを予算科目の目別にご説明いたします。

金額につきましては、決算額のみ説明とさせていただきます。

第 9 款警察費のうち第 1 項警察管理費の第 1 目公安委員会費の決算額は、7 2 5 万 2, 9 2 5 円でございます。

その内容は、公安委員 3 人の報酬及び公安委員と事務局職員の旅費等の公安委員会運営費でございます。

第 2 目警察本部費の決算額は 2 0 8 億 1, 3 2 1 万 9, 0 9 8 円であり、その内容は、給与費 1 9 2 億 3, 3 0 5 万 8, 6 6 8 円、警察運営費 1 5 億 8, 0 1 6 万 4 3 0 円でございます。

警察運営費の内訳は、運転免許センターの建設等に係る警察職員住宅等建設費元利償還金 1 億 7, 4 1 4 万 3, 8 9 4 円、公益財団法人大分県交通安全協会に対する交通安全活動推進事業費補助等の各種補助金が 4 件、計 6 1 9 万円などでございます。

3 3 8 ページをお開きください。

第 3 目装備費の決算額は 3 億 6, 6 8 3 万 3, 3 4 6 円であり、その内容は、ヘリコプター資機材等整備事業費 5, 7 8 3 万 9, 2 5 0 円、その 2 つ下、警察車両等の燃料費 2 億 2, 9 2 7 万 1, 2 8 8 円などでございます。

3 3 9 ページをごらんください。

第 4 目警察施設費の決算額は 2 2 億 3, 0 1 8 万 5, 4 3 2 円でございます。

その内容は、別府警察署整備事業費 8 億 6, 8 9 6 万 8, 5 0 0 円、その 3 つ下、2 5 年度で交通信号機非常用電源の整備を行った災害時等道路交通円滑化対策事業費 4 6 2 万 1, 0 5 0 円、その下、主要な施策の成果でご説明いたしました交通安全施設整備事業費 8 億 4, 2 6 6 万 4, 5 2 8 円などでございます。

なお、上から 2 番目の交番・駐在所建設費につきましては、全額を本年度に繰り越し、明治交番及び蒲江警察官駐在所の建てかえを進めております。

3 4 0 ページをお開きください。

第 5 目運転免許費の決算額は 6 億 2 5 8 万 2, 7 9 0 円であり、その内容は、I C カー

ド化運転免許証導入事業費等の自動車運転免許事務費でございます。

その下、第6目恩給及退職年金費の決算額は7,969万8,120円であり、その内容は、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に支給した警察恩給費でございます。

341ページをごらんください。

第2項警察活動費第1目警察活動費の決算額は9億7,718万4,852円でございます。

その内容は、自主防犯ボランティアの活動支援やスクールサポーターの配置等を行った一般警察活動費4億2,207万6,482円、ページ下段、緊急配備支援システムの管理事業等を行った刑事警察費2億2,216万9,428円です。

次の342ページをお開きください。

運転機能検査機を活用した高齢者交通事故防止対策事業等を行った交通指導取締費3億1,986万6,442円、ページ1番下、街頭防犯カメラの設置場所の調査等を行った緊急雇用初動捜査強化対策事業費1,307万2,500円でございます。

以上で決算状況の説明を終わります。

ご審査を賜りますようお願い申し上げます。

三浦（公）委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、大きな声で、ゆっくりと簡潔・明瞭に願います。

事前通告が2名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 3点ほどあるんですが、事業別説明書の338ページ、県警ヘリコプターの資機材整備事業費が記載されておりますけれども、この県警ヘリコプターの稼働実績について、25年度の状況がどのような様子だったのか教えていただきたいと思います。

それと事業別説明書の341ページ、防犯ボランティア活動支援事業費についてなんですが、学生ボランティアへの参加促進によって、どのくらいの学生が参加したのか、当初これが始まったときから比べてどのような変化があるのか、教えていただきたいと思います。

同じく341ページの取調べ録音・録画装置整備事業費の関係なんですが、現在、この録音、録画については、常時している状況なのか、その使用状況を教えてください。

宮脇地域課長 それでは、県警ヘリコプターの稼働実績についてご説明します。

平成25年度中の稼働実績については、出動回数381回、飛行時間は356時間45分です。その内訳は、パトロール活動が124回、163時間10分。訓練活動等が35回、23時間50分。事件発生時の初動措置、山岳遭難等に対する捜索救助活動等が79回、45時間20分。捜査活動支援、警衛、災害警備等の支援活動が143回、124時間25分です。

活動の効果的事例としましては、平成26年1月、カーナビを万引きして逃走した犯人の車両を上空から発見し、地上捜査員と連携して確保した事例があります。また、最近では、折からの登山ブームに伴い、遭難者からの通報を受け、上空から捜索を行って、救助者を誘導するなどの活動事例があります。今後も、引き続き効果的な運用に努めてまいり

たいと思います。

以上でございます。

高山生活安全企画課長 私のほうからは、学生防犯ボランティアの参加実績につきましてお答えをいたします。

既存の防犯ボランティア団体につきましては、高齢化や後継者不足といった課題があり、今後、ボランティア活動の活性化を図るためには、若い世代のボランティア参加を促進することが不可欠であります。その対策としまして、県警察では、平成23年10月に、学生防犯ボランティア、これはおおいたパトロックスと呼んでおりますけれども、この募集を開始し、学生ボランティアへの参加と積極的な活動の促進に努めております。

おおいたパトロックスは、初年度、23年度は57名の登録でございましたが、参加、促進を図った結果、昨年度は118名の学生が登録をしております。昨年度の活動実績でございますが、22回にわたり延べ172名の学生が活動に参加しており、具体的には、小学生を対象とした地域安全マップ作成講習会、県外の大学生防犯ボランティアを招いての研修会、あるいは街頭や各種イベントにおける防犯、広報活動などを実施しております。

今後も、若い世代の防犯ボランティアの参加を募るとともに、おおいたパトロックスのリーダー育成等により、活動のさらなる促進を図ってまいります。

以上でございます。

安部刑事企画課長 3点目の取調べ録音・録画装置整備事業についてご説明をいたします。

現在、県下の録音・録画装置の整備状況は、平成25年度予算で6台を整備した結果、県下15警察署及び警察本部留置管理センターに各1台ずつの合計16台を配備したところであります。

取り調べの録音、録画の対象としている事件は、身柄拘束中の裁判員裁判対象事件と、同じく、身柄拘束中の知的障がいをも有する被疑者に係る事件であり、これらの対象事件について、捜査への支障等を勘案し、必要に応じて取り調べの録音、録画を実施しているところであります。

本年度中の取り調べの録音、録画の実施状況につきましては、8月末現在で、裁判員裁判対象事件が7事件で55回、知的障がいをも有する被疑者に係る事件が3事件で13回実施をしております。今後も、警察庁の示す方針に基づいて、適正に録音、録画を実施してまいります。

守永委員 ヘリの実績の関係で、こういう活動実績だったわけですがけれども、この時間であれば特にヘリをふやすとか、そういったことまでしなくても、十分間に合っているといえるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

それと、学生ボランティアについては、積極的に学生たちが関心を持って取り組めるように、広報も含めて、積極的に取り組みをお願いしたいと思います。

それと、録音、録画については、対象事案がこういうふうな事案というふうになっているんですが、こういう事案だけで限定して特段問題がないのか、それを最後に教えてください。

宮脇地域課長 県警のヘリは、捜査活動等も行いまして、ほかにパトロールも行っておりまして、このくらいの時間になっております。ただ、年間に約2カ月間ドックに入りまして、その間は防災ヘリ等と連携をとりやっておりますので、このくらいの時間で十分足り

ているという判断でございます。

安部刑事企画課長 現在、実施をしている対象でいいのかということでもありますけれども、法制審議会で法制化される事件が、現在行っている対象の事件ということで、警察庁の方針もそのようになっております。この、現在の対象で、本庁の指示に従ってまいりたいというふうに思っております。

平岩委員 2点質問いたします。まず1つは、女性警察官についてです。若手の警察官の方をたくさん登用されて、そして、今、スキルを高めながら成長していらっしゃるんだろなと思うんですけれども、女性の警察官が全体に占める割合を教えてください。

それから、休憩室等いろんな配慮を要するものもあると思うんですけれども、どのような点について配慮をされているのかということも教えてください。

それから、もう1点は、被害者支援事業と書いてあるんですけど、被害者支援事業ではなくて、性犯罪被害者支援についてお聞きしたいと思います。性暴力は、本当に極めて重大な事件、人権侵害だと思っているんですけれども、女性が受けることが多いと思うんですが、警察に被害届を出さなければ対応できない事象だとは思いますが、昨年の受理件数や検挙の状況、また、被害者への支援の体制について、今わかっている範囲をお伝えいただきたいと思います。

曽根警務部長 それでは、平岩委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、女性警察官が全警察官に占める割合でございますけれども、県下の女性警察官、現在126名おります。この全警察官に占める女性警察官の割合は約6.1%でございます。

次に、施設面での配慮についてのご質問でございますけれども、女性警察官が働きやすい職場環境づくりにつきまして、施設面でいきますと、女性専用の仮眠室を全警察署に設置するなど、順次整備しているところでございます。

また、人事面でも、本年度から全警察署に女性警察官を複数配置するなど、女性警察官のメンタル面にも配慮しておりますほか、警察本部に女性職員支援係を新設いたしまして、育児休業からの円滑な職場復帰を支援するなどをしているところでございます。

県警察におきましては、全警察官に占める女性警察官の割合が、平成34年4月1日までにおおむね10%となるように採用者の質等にも配慮しつつ、採用の拡大に努めておりまして、女性警察官が働きやすい職場環境づくりにつきましても、より一層取り組んでいく所存でございます。

続きまして、被害者支援の関係でございます。性犯罪被害の関係でございますけれども、平成25年中の性犯罪の認知件数及び検挙件数につきましてでございますが、強姦の認知件数は5件、検挙件数は5件でございます。

強制わいせつにつきましては、認知件数が26件、検挙件数が19件でございます。

強姦ですとか強制わいせつといいます、いわゆる性犯罪につきましては、被害者の尊厳を踏みにじる、そして、身体的のみならず精神的にも極めて重大な被害を与える犯罪でございます。警察では、殺人、強盗等と並んで、性犯罪を重要犯罪として捉えまして、被害者の精神的、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

具体的には、警察本部の性犯罪捜査指導係ですとか、警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を進めますとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪

捜査員として、女性警察官を指定しております。

また、各種被害者支援活動を推進する指定被害者支援要員制度を導入いたしまして、捜査員とは別に指定されました警察職員が県下15警察署等に450人、うち女性42人の警察職員を指定被害者支援要員に指定しております。被害者に対する医療機関への付き添い等と、心配事の相談受理事等を行っております。

さらに、病院で措置を受ける際、被害に係る初診料等と、診断書料、あるいは緊急避妊費用等につきまして公費で負担する一方、性犯罪の被害の潜在化の防止を図るために、医療機関に対しまして、各種会議等を通じて公費負担という制度があるということをご説明しまして、お医者様のほうからその被害者に対して、警察に連絡するよう促していただくよう協力依頼を行うなど、性犯罪被害者の方の支援に努めているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 もう要望ですけれども、性被害に遭った方の2割ぐらいしか届け出ないで、あとはもう心の中で持ち続けているというような状況も聞いておりますので、今の世の中、どんなことが起こるか分からない、猟奇的な事件も起きるような時代ですけれども、ぜひ、しっかりと治安に努めていただきたいと思います。

それから、私、議会棟の地下駐車場に車を置いているんですね。出ていったところがちょうど警察の駐車場の近くにあつて、制服を着ていないんですけど、最近女性の警察の方だろうなという方をよくお見かけします。きのうも、若い女性2人、何かとてもはつらつとしながら車をとめていらしたんですけど、ああ、彼女たちがずっと続けられるといいなとしみじみ思いました。結婚とか、出産とか、育児とか、いろんなことがたくさん起こると思いますけれども、ぜひ、男性も含めて、優秀な若い警察官の方が育っていけるように、来年度の予算でまた支援をしていただきたいと思います。要望をして終わります。

三浦（公）委員長 それでは、以上で事前通告のあった委員の質疑は終わりました。

次に事前通告をされていない委員で質疑があれば。

江藤委員 済みません。事前通告なくして。私のほうからは、2点だけお尋ねしたいんですが、まず、主要な施策の成果の261ページ、信号機の新設の件でありますけれども、25年度の決算の状況を見ますと、34機を初めとして、各交差点にいろんな施設を設置をし、総予算8億5,766万5千円と、この予算が上がっておりますが、これは、24年度から見ると若干、予算もふえておると。しかしながら、26年度予算を見ると、大体平行線だと。こういう関係から、交通安全対策の中でもずっと私も言い続けてきておりますが、今、各警察署に、信号機の要望はかなり上がっていると思うんです。それを、県警本部が集約したら、総計何件上がってきてから、残りが何件あるのかと。そうすると、大体、現状の予算からいくと34機で割っていきや、あと何年かかるのかと。さらに、道路はまた改良工事ができていくわけですから、そこも想定しながら、追っかけっこじゃなくて、できたら、予算も厳しい面がありますけれども、年内、信号機をふやしていけば、少しでも交通安全対策になるのだなど、このように思います。これが1点。

それから、もう1点は260ページ、やっぱり成果の部分ですが、被害者支援事業の中で犯罪被害の部分に入ってくると思うんですが、この中に、25年度の、何も挙がっておりません。私はなぜ質問したいかといいますと、今はやりの危険ドラッグの関係なんです。

それで、まず1つ、大分県下で販売店があるのかないのか。あるとすれば、県警として

どのような対処を、対策を打っておるのか。これは、福祉保健部との関連もあると思うんですけども、あえて私は県警のこの場でお尋ねをいたしたいなと思います。例えば、話に聞きますと、自動車運転で事故を起こしたときには過失運転致死傷罪と。しかしながら、危険ドラッグを飲んで事故を起こしたときには危険運転致死傷罪に変わっていくというのは私も聞いて知っておるんですが、それゆえに、大分県内は大きなこの事故はまだ聞いておりませんが、あったのか。それから、販売店があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

馬場交通部長 まず、1点目の信号機の部分でございます。

平成25年度、34機の信号機を新設いたしました。各警察署からの要望は108件ございました。そのうちの34機を設置したというものでございます。なお、26年度は、さらに30機新設するようになっております。

以上でございます。

今山刑事部長 危険ドラッグの販売店の関係でございますが、現段階で県内に販売店があるということは把握をしておりません。

それと、危険ドラッグ使用による交通事故の発生等についても把握をしておりません。

以上であります。

江藤委員 はい、わかりました。

三浦（公）委員長 それでは、他に質疑のある方は挙手願います。

田中委員 交通安全対策につきまして、信号機については、限られた予算の中で財源の確保というのが大事ですから、一層、財源を確保していただけたらと思っております。

それと、佐伯市につきましては、高速道路が入りまして、交通の流れが非常に変わってきました。今回も信号の補助機をつけていただいたりとか、また、生徒の安全のために新設をしていただくとか、地域も大変感謝しておりますが、特に、気がつくのは、道路標識といえますか、道路の表示が非常にかすれてきておるところが多くて、去年の文教警察委員会の中でも指摘をさせていただいたんですが、これは、市民にとっては、国道は国交省、県道は県、市道は市が管理するというような形での管理状況があるんですけども、特に学校近辺の、いわゆる横断歩道については、県のほうが予算化していくんですけども、具体的に、佐伯市木立の支援学校のところに、横断歩道も標識も消えて危ないということで要望を出したところ、警察署には予算がないということで、佐伯土木事務所からきちっと整備してもらった経緯もあります。その意味で、やっぱり市民にとってはきちっとした道路標識をつくるのは、どこの予算であろうが、やっぱり自分たちの身近なものをきちっと整備してもらうことについては同じでありますので、その辺の、もし財源の確保なり計画性が立てにくいというなら、むしろいろんな連携、生活環境部の安全対策、あるいはまた、教育委員会でも児童の安全を守るとか、いろんなところでの予算化はできるはずでありますので、県警の限られた予算の中で、本当に四苦八苦されているのはわかりますが、もう少しそこ辺の、市民にとって道路標識で交通安全を守っていくという、こういうものを体系化してもらい、あるいはまた、定期的なチェックとか、そういうものをしないと市民はこれから不安感を持つだろうというように思っています。

佐伯のほうの1つの事例として、いわゆる車道の中で一時停止をしなさいという箇所があるんですが、そここのところのストップの線が消え、標識も消えている。そここのところで、

一時停止しなかったというて、違反をしたということで1回トラブルがあって、私のところにも話がありました。そんなことを、やっぱり基本中の基本のことが消えておって、幹線道路だけはきちっと道路標識は整備するけれども、脇の周辺、特に地方道路については、そういうところは消えておると。私はそういう視点でものを見ますから、やっぱりかなりおくらしているなというところを感じるわけです。ぜひひとつ、この点につきまして、信号機のみならず道路表示につきましても力点を置いて対策を練ってもらいたいと思いますが、現状どのような形で推移しているのか、お聞きしたいと思います。

馬場交通部長 まず、冒頭にごさいました佐伯市内の交通の円滑化という問題でございしますが、昨年、平成25年度に、県下で34機の信号機を設置いたしました。佐伯警察署管内では3機の新設をいたしました。さらに、25年度予算で、県外からの佐伯市内の交通量がふえておりますので、管内にあります信号機29機の系統化を図って、円滑化を進めておるところでございします。

次に、標識、表示の関係でございします。先ほどご質問がありましたように、磨耗しておる一時停止表示、さらには横断歩道等が若干散見されるという実態がございします。横断歩道を例にとりますと、県下に約1万3千カ所の横断歩道がございしますが、平成26年度予算では、そのうちのおおむね2千本ぐらいの更新をするという予算をとるよう、今現在やっているとございします。といいますのは、1万5千カ所が大体5年で磨耗するという計算になりますので、年間2千カ所余りの横断歩道を更新するというところで、予算的にはそういう形にしております。

標識につきましても同じような状況がございまして、標識の更新、表示の更新で、平成25年度は約1億7千万円の予算をいただきまして、ただ、これでも十分ではないところがございします。例えば先ほどの質問にありましたように、通学路だとかそういうところの緊急性の高いところ、重要性の高いところから順次更新をしているところでございします。

以上でございします。

田中委員 ご尽力をいただいておりますので、ぜひひとつ、また促進方をお願いいたします。終わります。

三浦（公）委員長 それでは、他に質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、次にまいります。

次に、事前通告が1名の委員外議員から出されております。事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

堤委員外議員 事業別説明書の337ページ、警察運営費の中ですね、山岳遭難対策事業費。これは補助金という形で44万円支出をされていますけれども、搜索活動、救助活動、全体的なことについてお伺いします。

東日本大震災とか、九州北部豪雨災害等で、警察もかなり災害救助をされております、土砂災害も含めてですね。今回、御嶽山の噴火で、かなり活火山に対する搜索活動、救助活動というのが非常に困難をきわめているというふうな話も聞いているんですけども、九州の中でも、大分県でも活火山というのはあるわけですから、そういうふうな噴火を想定しての警察での訓練だとか、また、市町村との訓練の連携、具体的な計画をしているの

か。今後起こり得るいろんな災害というのはあるんですけども、そういうふうな対応をした訓練というのはやっているのかどうか、これについてお伺いをいたします。

足立警備部長 まず、第1点目の火山噴火を想定した訓練関係についてでございますが、去年は7回、本年は、9月末現在で5回実施をしております。

その一部をご紹介したいと思うんですけども、まず、玖珠警察署では、本年1月31日、九重山において噴火警報の発令を想定した入山規制の訓練、あるいは交通規制看板の設置訓練などを行っております。

なお、この訓練では、地元の九重町役場などと連携をいたしまして、交通規制の必要な箇所でありますとか、避難場所の確認などもあわせてやっておるところでございます。

このほか、本年2月13、14の両日、同じく九重山におきまして、機動隊、県警のヘリ、航空隊などが参加をしまして、ヘリコプターによる負傷者の救出、搬送訓練などを実施したところがございます。

また、市町村などとの連携につきましては、先ほどご説明したような訓練はもとより、関係市町村などが開催をいたします火山防災協議会に参加をして情報の共有化を図るなど、緊密な連携を図っているところがございます。

なお、今回の御嶽山の噴火災害で、多分得られるでありましょう貴重な教訓は、今後の訓練や防災関係機関との連携のあり方について、反映をさせていきたいと考えているところがございます。

次に、今後、起こり得るさまざまな災害に対する訓練についてどうかといったご質問ございました。

まず、この中で大規模な地震、津波、あるいは風水害を想定した訓練でございますけれども、去年は139回、本年は9月末現在で148回実施をしております。本年における主な訓練でございますけれども、4月に、全警察職員を対象にしました大規模震災初動対応訓練を実施いたしまして、職員の自主参集状況を確認いたしましたほか、8月には消防、これはDMATチームの参加を求めまして、旧別府警察署の庁舎を使用しまして、負傷者の救出訓練を実施したところがございます。さらに、9月に入りましてからは、臼杵市と連携をして、夜間の地震、津波を想定した住民の避難訓練にも参画したところがございます。このほか、コンビナートの災害ですとか、航空機の事故への対応訓練なども適時行っているところがございます。

県警察といたしましては、今後とも防災関係機関等との緊密な連携のもとに、より実践的な訓練を繰り返し行いまして、今後発生が懸念されております南海トラフ地震、あるいは豪雨災害、あるいは今回の噴火災害などに万全を期していく所存でございます。

以上でございます。

三浦（公）委員長 以上で、委員外議員の質疑は終わりました。

以上を持って、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔警察本部、委員外議員退室〕

三浦（公）委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

先ほどの警察本部の審査における質疑等を踏まえ、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等の取りまとめについて、協議いたします。

ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

〔「委員長一任」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 委員長一任とのことですので、審査報告の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ委員長に一任願います。

以上で警察本部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦（公）委員長 それでは、次回の委員会は、7日、午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。